

**横浜市都市計画マスタープラン南区プラン
『南区のまちづくり』
改定素案**

**平成 29 年 10 月
横浜市南区・都市整備局**

目次

I. 南区プランについて	4
1. 南区プランとは	4
2. 改定の背景（改定の流れ）	4
3. 位置づけと役割	6
4. 計画期間	6
II. 南区の現状と課題	7
1. 南区の成り立ち	7
2. 南区の現状と課題	13
3. まちづくりの課題まとめ	31
III. 南区の将来像とまちづくりの目標	35
1. 南区の将来像	35
2. 南区の将来都市構造	36
3. まちづくりの目標	37
IV. まちづくりの方針	38
1. 土地利用の方針	38
2. 都市防災の方針	42
3. 都市交通の方針	47
4. 都市環境の方針	50
5. 都市の魅力・活力の方針	55
V. 南区プランの実現に向けて	61
南区プラン実現に向けた区民・事業者・行政の取組	61
関連用語集	64

※本文中「*」印のついた語句は関連用語集に解説を掲載しています。

I. 南区プランについて

1. 南区プランとは

都市計画マスタープラン南区プラン（以下、「南区プラン」という。）は、おおむね20年後の南区の将来像を描くとともに、その将来像を実現するためのまちづくりの方針を示すものです。南区は、地域での支えあい、助け合いが行われる庶民的で人情味あるまちです。また、自治会・町内会活動、ボランティア活動、市民活動なども盛んに行われています。こうした人々の生活が営まれるまちの道路や公園、緑地、河川、住宅、店舗などの環境を整えていくため、区民や事業者と行政が協働*してまちづくりを進め、豊かな生活を維持し、魅力をさらに高めていくことが必要です。まちづくりは、一朝一夕で実現できるものではなく、今後、区民、事業者及び行政の息の長い取組が求められます。この南区プランが、具体的なまちづくりを進める関係者に広く共有され、まちの将来像を実現していく手掛かりとして活用されることを策定のねらいとしています。

2. 改定の背景（改定の流れ）

南区プランは、アンケート、検討懇談会や地区懇談会等による意見募集をもとに2004（平成16）年4月に策定され、その後10年以上が経過しました。この間、「横浜市基本構想（長期ビジョン）*」が2006（平成18）年に策定され、それに伴い関連する分野別計画の策定・改定も進みました。また、南区プランの前提である「横浜市都市計画マスタープラン全体構想」（以下、「全体構想」という。）が、今後の本格的な人口減少社会の到来予測等の社会経済状況の変化に合わせ、2013（平成25）年に改定されました。

南区においても2010（平成22）年頃からやや人口減少の傾向がみられるようになり、総人口に占める老人人口の割合も2015（平成27）年には25%を超えるなど、高齢化も進展しています。一方、南区プラン策定以降、地区センター*や地域ケアプラザ*、公園などの整備が進捗したほか、区民と協働したまちづくりの仕組みが整うなど、まちづくりを取り巻く状況も変化しています。これらの状況変化を踏まえ、将来に向けたまちづくりの方針を次の視点から見直し、南区プランを改定します。

- 人口減少社会の到来と超高齢社会*の到来を踏まえた方針の改定
- 上位計画、関連計画や全体構想の策定・改定に合わせた構成の再編と方針の整合
- 地域課題の変化やまちづくりの進捗に合わせた方針の時点修正

南区プランは2004(平成16)年の策定時、区民とともに考え、話し合っていくものとし、プランの確定に至る様々な段階で、区民参加を得ながら検討が進められました。このように区民との協働*により検討された当初の南区プランのまちづくりの目標や方針を尊重し、本改定ではその骨子を継承しています。

南区プラン改定にあたっては、2016(平成28)年にまちづくりへの御意見をいただきました。このたびの改定素案は、いただいた御意見を参考として作成したものです。今後の予定は以下のとおりです。

○南区プラン改定の流れ

●2016(平成28) 年度 8月～9月 意見募集

改定素案 作成

●2017(平成29) 年度(11～12月) 改定素案への意見募集

改定原案 作成

●2018(平成30) 年度(予定) 改定原案への意見募集

横浜市都市計画審議会への付議

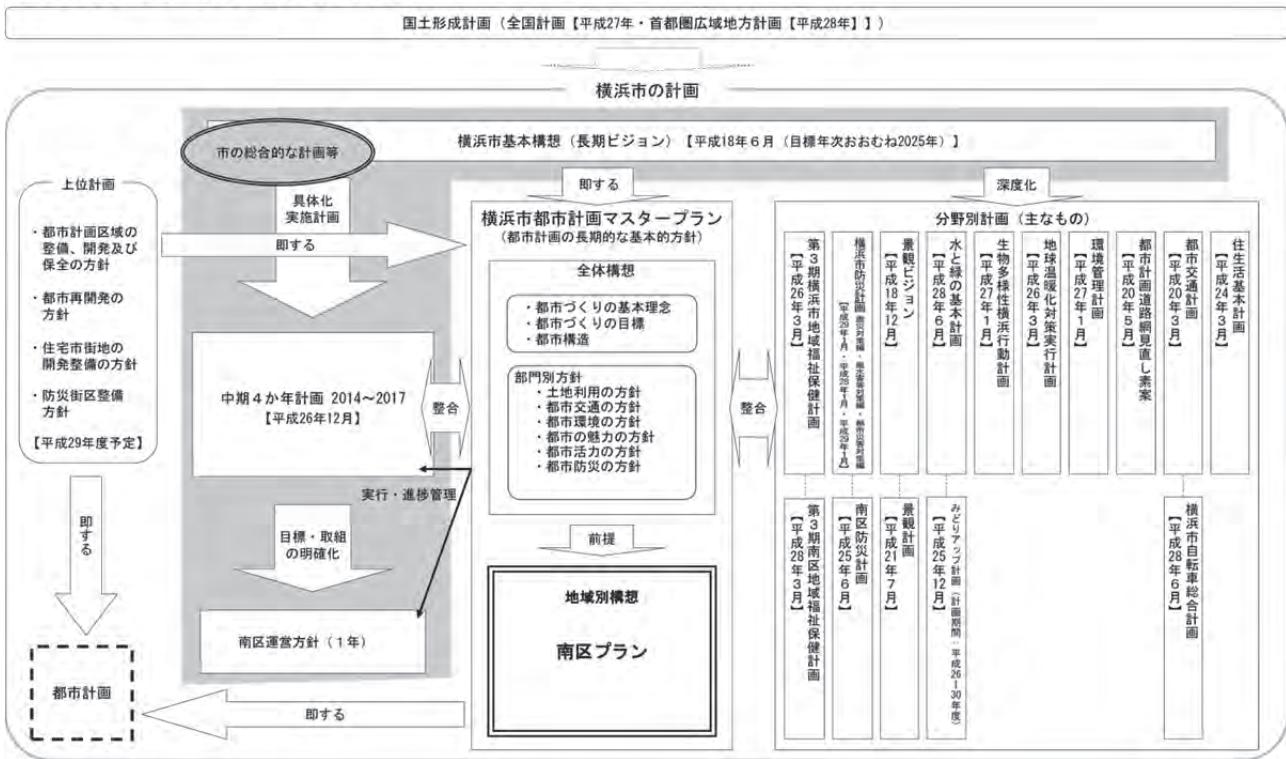
●2018(平成30) 年度(予定) 改定

3. 位置づけと役割

「まちづくり」は区民の生活全般に関わって、自分たちのまちをより良いものにしていくための区民、事業者及び行政の取組です。また、「都市計画」とは、こうしたまちづくりが目指す、まちのあり方を具体化するために土地利用を規制・誘導することや、道路や公園などの基盤施設としてまちづくりに必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るもので

横浜市では、都市計画法第18条の2に規定された市の都市計画に関する長期的な基本的方針として横浜市都市計画マスターplanを定めています。横浜市都市計画マスターplanは、上位計画である「横浜市基本構想（長期ビジョン）*」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針*」等に即するとともに、各分野別計画と整合を図っており、「全体構想」と「地域別構想」により構成されます。南区プランはこのうちの「地域別構想」に該当し、望ましい南区の将来像を描くとともに、それを実現するためのまちづくりの基本的な方針を定めています。

横浜市都市計画マスターplanと関連計画との関係



4. 計画期間

2018（平成30年）度から2038（平成50）年度の20年間を計画期間の目安とします。なお、計画策定後の社会情勢の変化によっては、必要に応じて計画見直しの検討を行います。

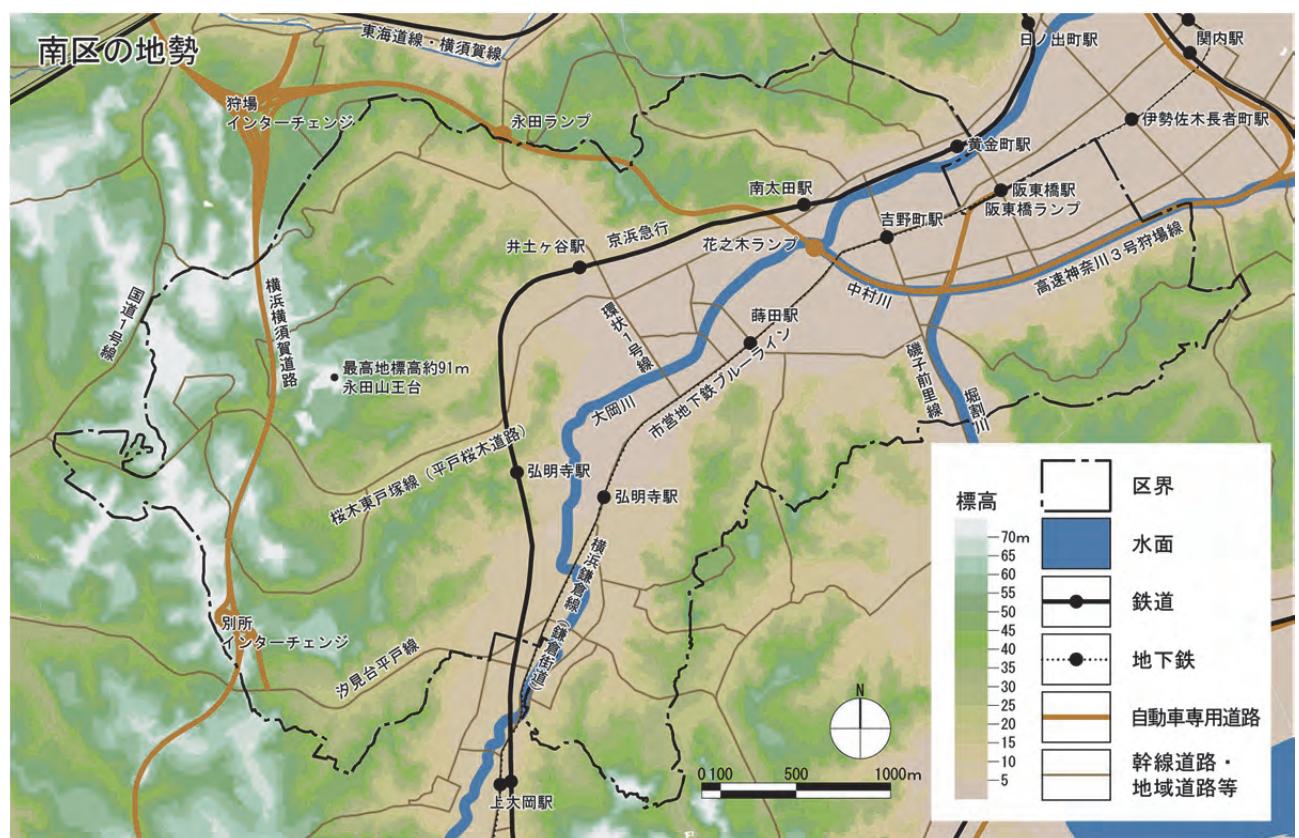
II. 南区の現状と課題

1. 南区の成り立ち

(1) 南区の位置・地勢

南区は、横浜市の中南部に位置し、中区、西区、保土ヶ谷区、戸塚区、港南区、磯子区に接しています。区域は東西距離約 6.33km、南北距離約 4.02km で、面積は約 12.63 km²となっており、西区（約 6.98 km²）について小さい区です。南区の中央には磯子区の笹下川、港南区の日野川を源流とする大岡川と、そこから分岐する中村川、堀割川が流れています。河川周辺には大岡川がつくった沖積低地と、大岡川と中村川に挟まれた江戸時代の新田開発による埋立地が広がり、その周りを丘陵地、台地が取り囲んでいます（最高地は標高約 91m（永田山王台））。このように、南区の地形は平地部と丘陵部により、狭い範囲の中で起伏に富んだ変化のある環境が形づくられています。

南区の位置





(2) 市街地形成の歴史 (P.10 図「市街地形成の歴史」参照)

①江戸時代（大岡川沿いの農村と「吉田新田」）

南区は武藏国久良岐郡の一部で、農業を中心の村々でした。中央を流れる大岡川は蛇行の多い川で、自然の恵みをもたらす一方で、大雨のたびに氾濫を起こしていました。

1656 年に江戸の商人吉田勘兵衛が大岡川河口を新田として埋め立てる許可を江戸幕府から受け、1667 年に完成させました。新田は後に「吉田新田」と呼ばれるようになりました。

②横浜開港～明治時代（吉田新田の開発とその周辺の市街化）

横浜港の開港後、文明開化とともに新しい文化・技術・産業などが紹介され普及しました。現在の南区万世町には 1873 (明治 6) 年に日本で初めてせっけんを製造した工場が立地していたほか、横浜で最初の小学校のうちの 3 校 (現、大岡・石川・太田小学校) は南区内に開設されるなど、まちの近代化が進行していきました。吉田新田は、港町よこはまの後背地として市街化し始め、人口増加も目立ってきました。

1882（明治15）年には、横浜の貿易商人たちが後継者育成のために、現在の市立横浜商業高等学校の前身になる横浜商法学校を創立しました。この頃になると、吉田新田の周辺平地部にも市街化が進行しました。蒔田付近にはまとまった集落がありましたが、平地部はほとんど水田で、丘陵部は市街化されませんでした。

③大正時代～戦前（鎌倉街道沿道の市街化と関東大震災）

1913（大正2）年に、国内産業の奨励と貿易の拡大を進めるため、現在の共進町、東蒔田町付近で「横浜勧業共進会」が開かれました。共進会の会場跡地には、その後工場の進出、住宅化が進められました。1914（大正3）年に路面電車が弘明寺まで開通すると、区内は鎌倉街道沿いを中心に市街化が進みました。1921（大正10）年頃になると、吉田新田に近い八幡町、平楽、唐沢付近では丘陵部への市街化も進行しました。

開港以来発展を続けてきた南区のまちも、1923（大正12）年の関東大震災により大きな被害を受けました。しかし、その後の復興により鎌倉街道沿い（蒔田公園付近～地下鉄弘明寺駅付近）が区画整理され、現在の街並みの原型ができあがりました。また、環状1号線（保土ヶ谷宮元線）や、桜木東戸塚線（平戸桜木道路）など主要な道路の原型もこの時にできました。

1927（昭和2）年には、横浜市の区制が施行され、現在の南区は中区の一部となりました。1930（昭和5）年には湘南電鉄（現在の京浜急行）が開通しました。

④戦中～戦後（南区の誕生～高度経済成長期の南西丘陵部の開発と人口の急増）

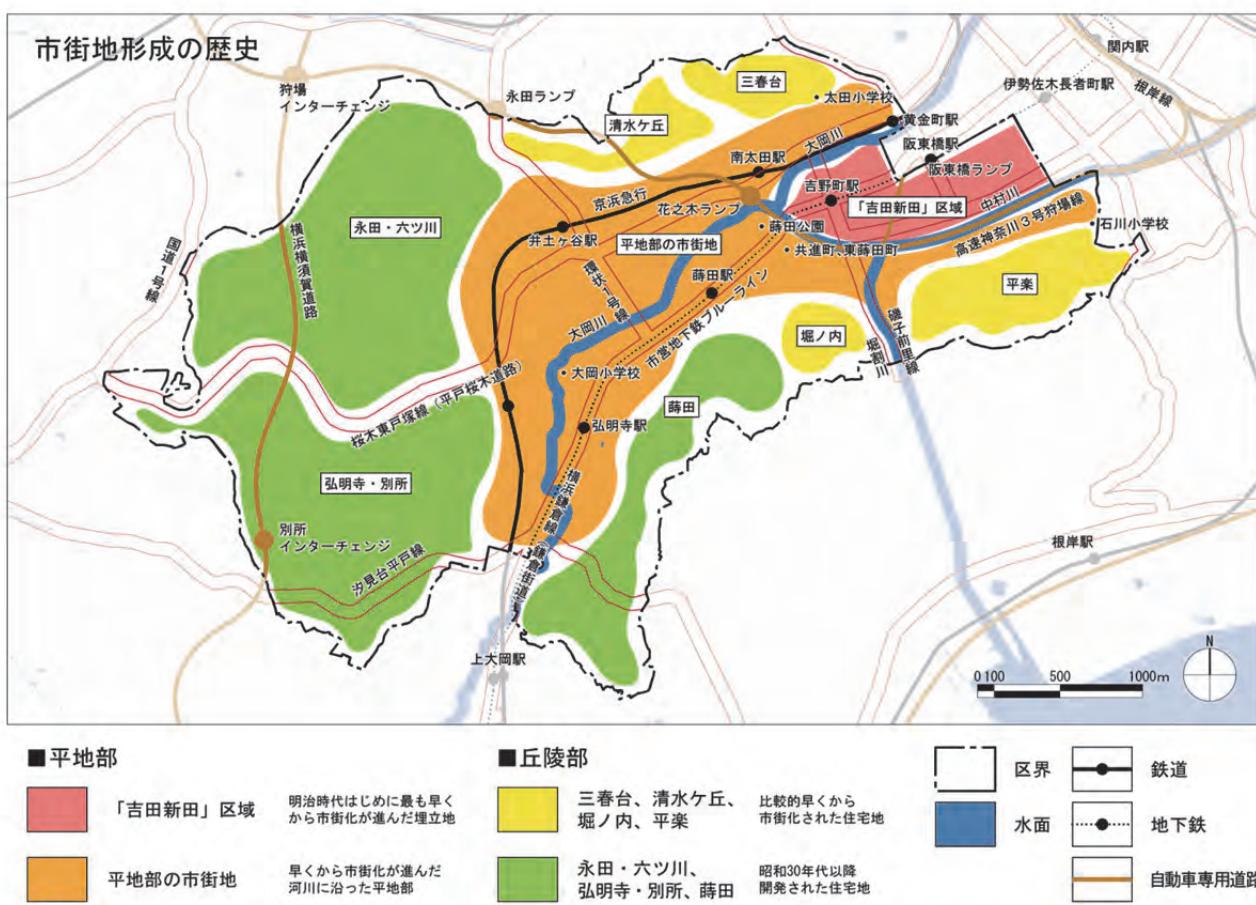
1943（昭和18）年、第二次世界大戦のさなか、中区から分かれて南区が誕生しました。商業地と住宅密集地は度重なる空襲に遭い、市内でもっとも大きな被害を受けました。

終戦後には、区内に接收地が広がっていたこともあって、戦後の復興は容易ではありませんでしたが、接收地周辺に商店街ができたり、戦災を免れた弘明寺などでは商店街が繁栄しました。その後の接收解除に伴い、井土ヶ谷下町、南太田、東蒔田町、榎町、中村町などで区画整理が行われ、まちは徐々に整備されました。

1960（昭和35）年頃から、住宅団地ブームが起り、永田・六ツ川・大岡など南区の南西部の開発が行われました。これに伴って人口も急増したために、1969（昭和44）年には南区の南部を港南区として分区しました。南西部の丘陵地の人口増加はその後も進み、それに伴って生じた交通渋滞を解消するため路面電車が廃止され、バス輸送に切り替えられました。1972（昭和47）年には市営地下鉄が伊勢佐木長者町～上大岡間で開通し、区内に4つの駅が設けられました。

⑤現在

1980（昭和 55）年頃までには、主要な都市基盤や都市施設がおおむね整備され、その後は、区民が利用する福祉施設やコミュニティ施設の整備、公園やプロムナードなど身近な施設の整備が進められ、現在では、まちづくりの動向は落ち着いています。区内は、住宅系の土地利用が主体となっていますが、旧「吉田新田」の区域、横浜鎌倉線（鎌倉街道）、桜木東戸塚線（平戸桜木道路）、環状 1 号線などの幹線道路*沿道では、商業・業務系の土地利用が比較的多く見られます。2013（平成 25）年には、区制 70 周年を迎ました。また、区民の交流や支え合い活動を支援するため、福祉・コミュニティ施策も区民の参画を得ながら推進されています。



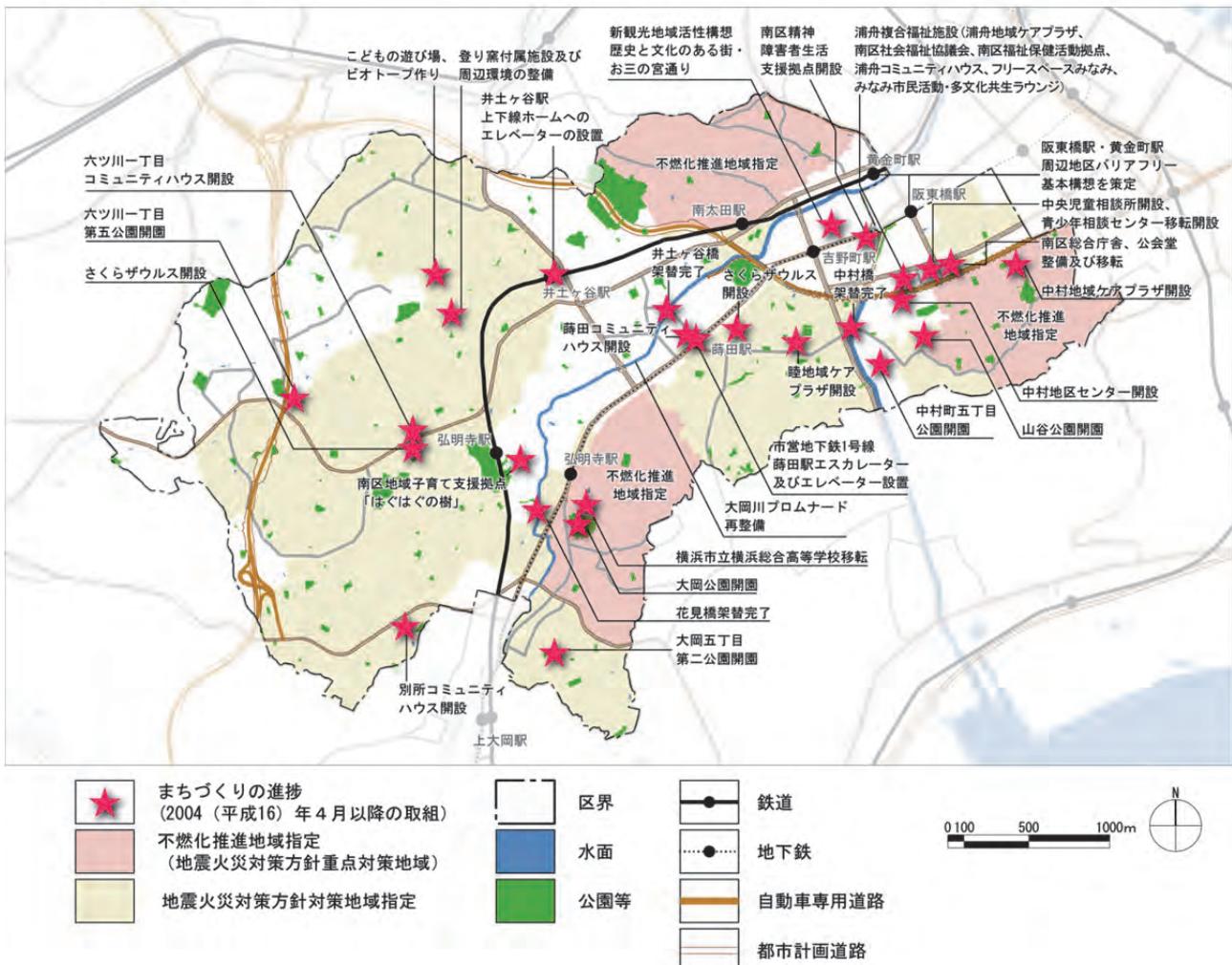
(3) まちづくりの進捗状況

南区プラン策定（2004（平成16）年）以降のまちづくりの主な進捗としては、次のようなものが挙げられます。

○主なまちづくりの進捗

年	都市基盤	公共的施設	緑・自然環境
2004		<ul style="list-style-type: none"> ●浦舟複合福祉施設の一部（浦舟地域ケアプラザ、横浜市浦舟ホーム、横浜市天神ホーム、横浜市浦舟園、南区社会福祉協議会、南区福祉保健活動拠点）オープン ●南区子育ての場「さくらザウルス」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ●大岡五丁目第二公園開園 ●山谷公園開園
2005		<ul style="list-style-type: none"> ●中村地区センター開設 ●みなみ市民活動センター開設 ●浦舟コミュニティハウス開設 ●フリースペースみなみ開設 	
2006		<ul style="list-style-type: none"> ●六ツ川一丁目コミュニティハウス開設 ●南区精神障害者生活支援拠点開設 ●中村地域ケアプラザ開設 ●睦地域ケアプラザ開設 	<ul style="list-style-type: none"> ●さくら保全プロジェクト、「南区さくら保全・活用計画」策定 ●こどもの遊び場、ビオトープ作り（ヨコハマ市民まち普請事業）
2007	●中村橋架替完了	<ul style="list-style-type: none"> ●中央児童相談所開設、青少年相談センター移転開設 ●南区地域子育て支援拠点「はぐはぐの樹」オープン 	<ul style="list-style-type: none"> ●六ツ川一丁目第五公園開園 ●登り窓付属施設及び周辺環境の整備（ヨコハマ市民まち普請事業）
2008		●蒔田コミュニティハウス開設	
2009	<ul style="list-style-type: none"> ●市営地下鉄1号線蒔田駅エレベーター（ホームから改札階）の供用開始 ●井土ヶ谷駅上下線ホームへのエレベーターの設置 		<ul style="list-style-type: none"> ●観音橋から大井橋右岸大岡川プロムナード再整備
2010		<ul style="list-style-type: none"> ●「みなみ市民活動センター」が国際交流ラウンジの機能を強化した「みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ」としてリニューアル 	<ul style="list-style-type: none"> ●大井橋から鶴巻橋右岸プロムナード再整備 ●中村町五丁目公園開園
2011	●花見橋架替完了		
2012	<ul style="list-style-type: none"> ●市営地下鉄1号線蒔田駅エスカレーター及びエレベーター（改札階から地上）の供用開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●別所コミュニティハウス開設 ●南区地域子育て支援拠点「はぐはぐの樹」弘明寺に移転 	<ul style="list-style-type: none"> ●大岡公園開園 ●新観光地域活性構想歴史と文化のある街・お三の宮通り（ヨコハマ市民まち普請事業）
2013	●井土ヶ谷橋架替完了	●横浜市立横浜総合高等学校移転	
2014	<ul style="list-style-type: none"> ●横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針策定、不燃化推進地域等指定 		
2015	<ul style="list-style-type: none"> ●阪東橋駅・黄金町駅周辺地区バリアフリー基本構想を策定 ●建物の耐火性能強化を義務付ける「新たな防火規制」導入 		
2016		<ul style="list-style-type: none"> ●南区総合庁舎・公会堂の整備及び移転 	

まちづくりの進捗状況

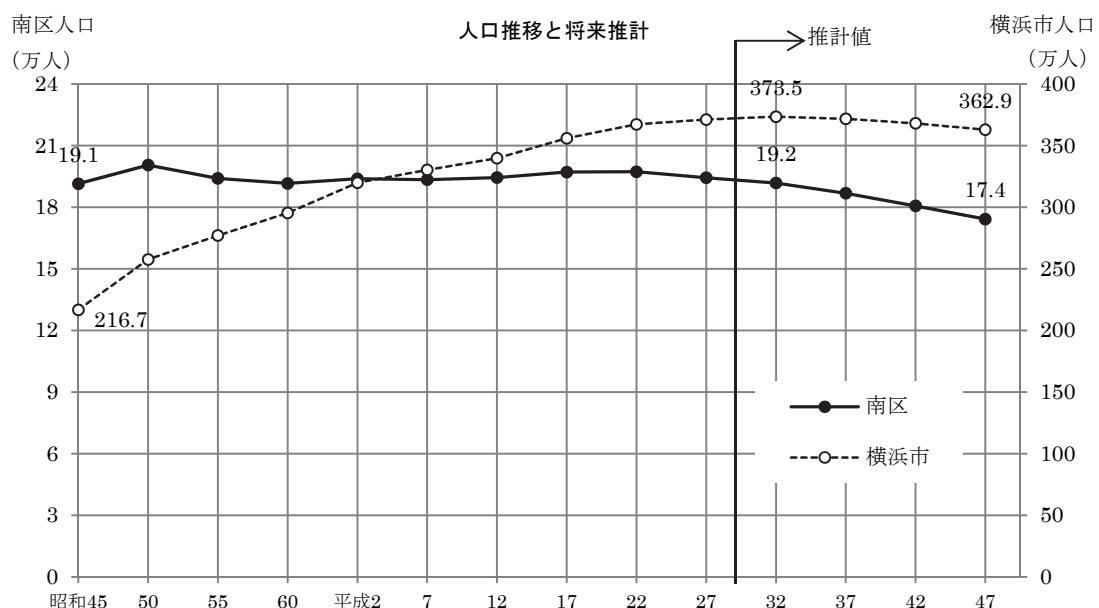


2. 南区の現状と課題

(1) 人口

①人口推移

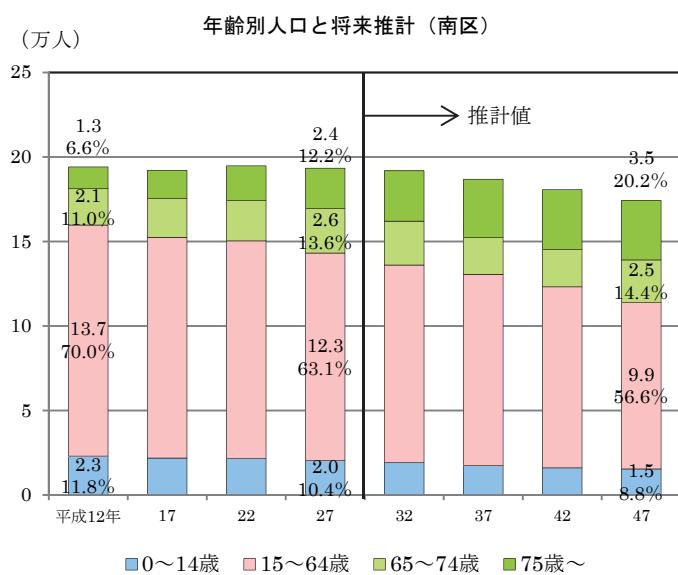
南区の人口は 194,935 人（2016（平成 28）年 7 月 1 日現在）で、1969（昭和 44）年の港南区の分区後、ほぼ一定で推移してきました。近年はゆるやかに減少しており、今後も減少を続けていくと予測され、人口減少への備えが必要です。人口密度は、15,434 人／km²（2016（平成 28）年 7 月 1 日現在）で横浜市の 18 区の中で一番高く、高密度な中でも、よりよい暮らしの環境づくりが求められます。



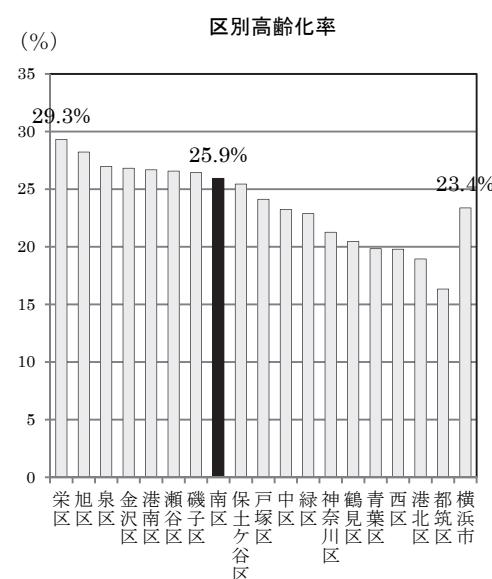
出典：各年国勢調査、横浜市将来人口推計（政策局）を基に作成。

②年齢別人口

2015（平成 27）年現在、65 歳以上の人口は約 5 万人、高齢化率*は 25.9%と、市内平均（23.4%）を 2.5 ポイント上回っています。また、14 歳以下の人口は約 2 万人、総人口の 10.4%で、近年減少傾向で推移しています。2015（平成 27）年から 2035（平成 47）年の推計値を見ると、14 歳以下の人口は約 2 万人から約 1.5 万人へと減少、15 歳から 64 歳の人口は約 12 万人から約 10 万人へと減少する一方で、65 歳以上の人口は約 5 万人から約 6 万人に、特に後期高齢者である 75 歳以上の人口は約 2.4 万人から約 3.5 万人へと増加し、高齢化率*は 34.6%になると予測されます。高齢化、少子化の傾向は今後も顕著に進行していくと見込まれ、こうした人口構造を踏まえた環境整備が求められます。



出典：各年国勢調査、横浜市将来人口推計（政策局）を基に作成。

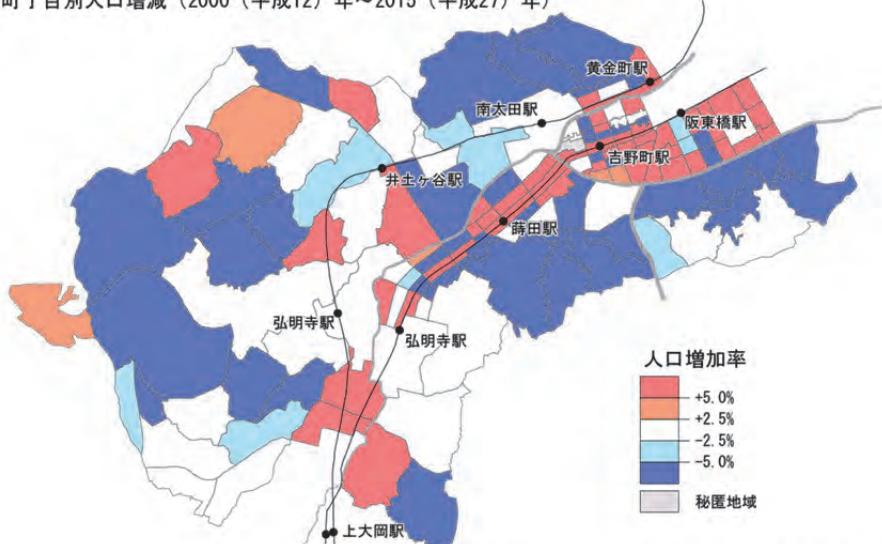


出典：2015（平成 27）年国勢調査を基に作成。

③人口増減と高齢化率*

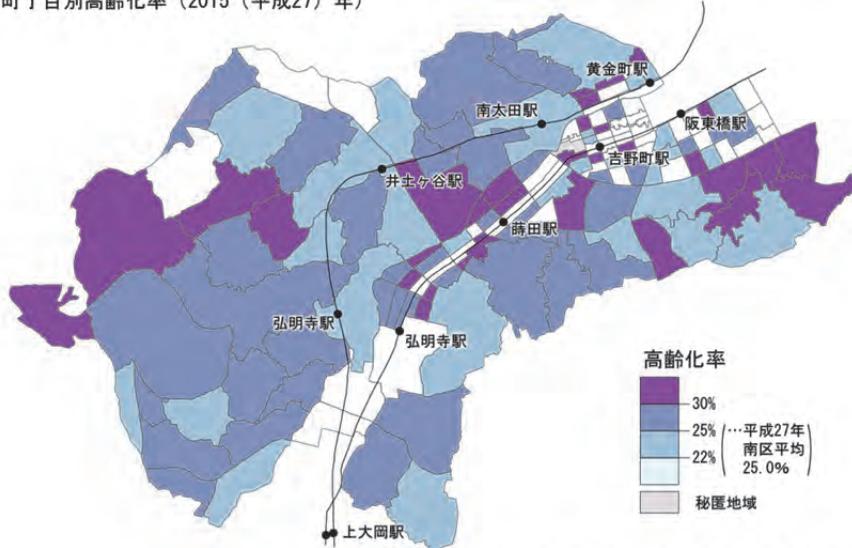
人口の増減を町別にみると、比較的落ち着いている町、または減っている町が多い中で、増加率の高い町が旧「吉田新田」区域や鎌倉街道沿道を中心に分布しています。また、高齢化率が比較的高い町は、中村町1～3丁目や永田みなみ台、六ツ川3・4丁目の他、平地部の一部の地域に点在しています。人口が増加している地域においても高齢化率*が高い地域、低い地域が混在しています。全体としては超高齢社会や人口減少に対応しながらも、小さな地域ごとの状況を丁寧に把握しながら、その地域にあった、より良い住環境に改善していくことが求められます。

町丁目別人口増減（2000（平成12）年～2015（平成27）年）



出典：2000（平成12）年・2015（平成27）年国勢調査を基に作成。

町丁目別高齢化率（2015（平成27）年）

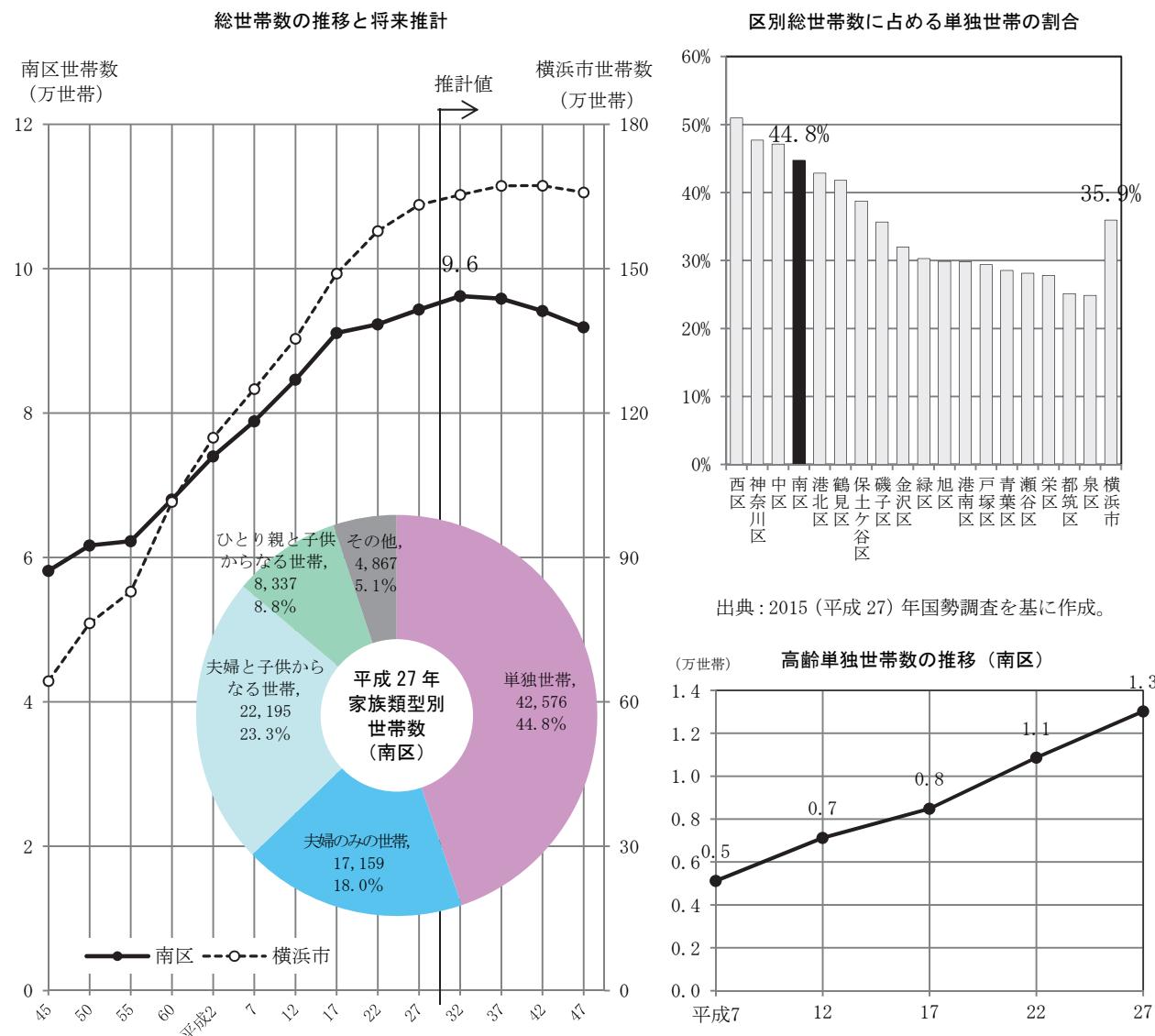


出典：2015（平成27）年国勢調査を基に作成。

④世帯数の推移

高齢者のひとり暮らしや小人数世帯の増加により南区の世帯数はこれまで増加傾向で推移しております。2016（平成28）年7月1日現在では96,347世帯、1世帯あたり人員は2.02人となっています。しかし、今後南区の世帯数は維持または緩やかな減少傾向で推移することが見込まれます。

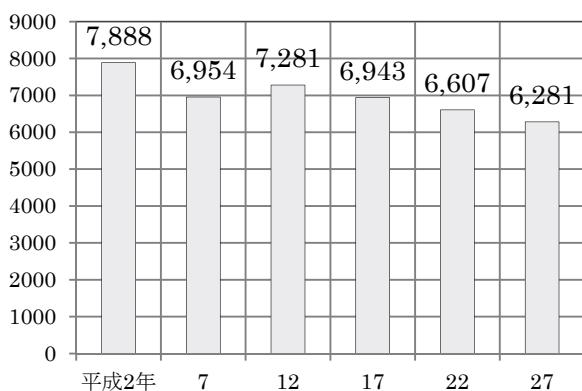
また、家族類型別の世帯数では単独世帯が最も多く42,576世帯（2015（平成27）年10月現在）となっており、総世帯数の約45%を占めています。単独世帯の割合は他区と比較しても高くなっています。単独世帯のうち、高齢者のみの世帯の増加が著しいことから、高齢者の見守りや若年層とのつながりづくりなど、地域の福祉、保健と連携したまちづくり施策が今後ますます求められています。



⑤乳幼児のいる世帯

6歳未満世帯員のいる世帯数は減少傾向にあり、1990（平成2）年から2015（平成27）年の間に約1,600世帯（約20%）減少しました。乳幼児のいる世帯の定住促進のため、子育てがしやすい環境づくり等が求められます。

（人）6歳未満世帯員のいる一般世帯数の推移（南区）

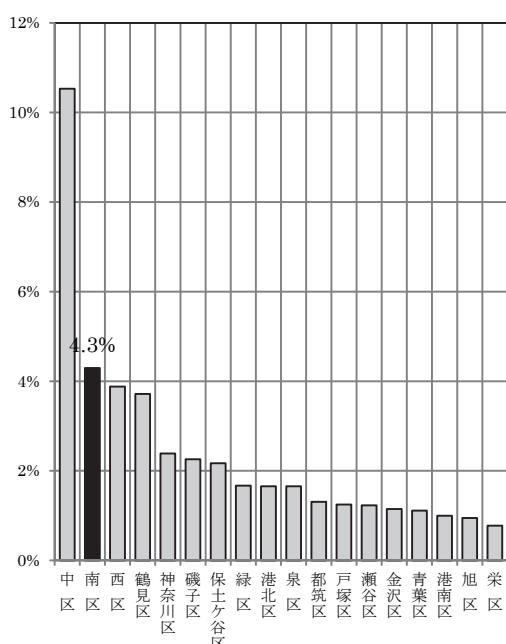


出典：各年国勢調査を基に作成。

⑥外国人人口

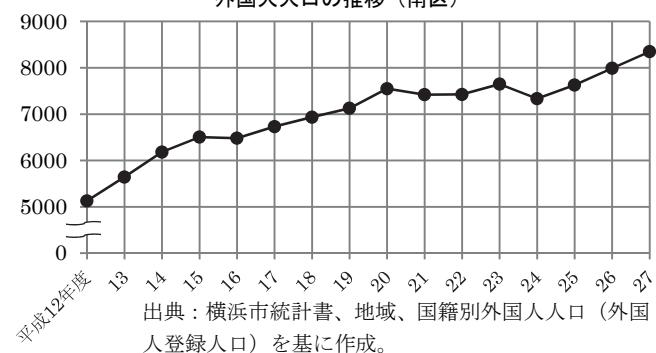
南区の外国人人口比率は中区に次いで高く、総人口の約4.3%を占めています。また、特に旧「吉田新田」区域及びその周辺などで高くなっています。近年も外国人人口は増加傾向で推移しており、多様な文化の共生に配慮したまちづくりが求められます。

区別外国人人口の割合



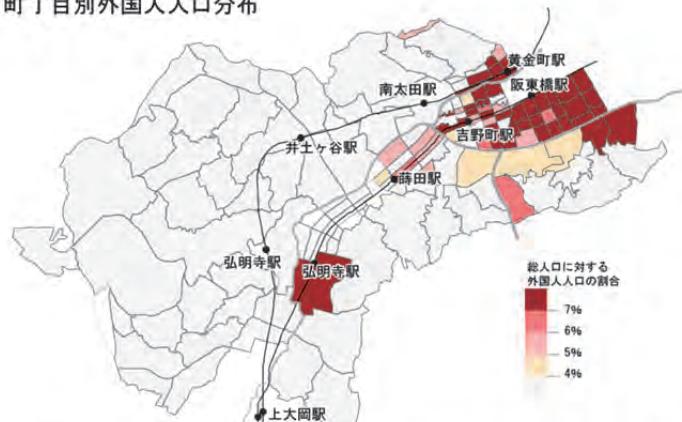
出典：横浜市統計書、地域、国籍別外国人人口（外国人登録人口）を基に作成。※2015（平成27）年度末。

（人）外国人人口の推移（南区）



出典：横浜市統計書、地域、国籍別外国人人口（外国人登録人口）を基に作成。

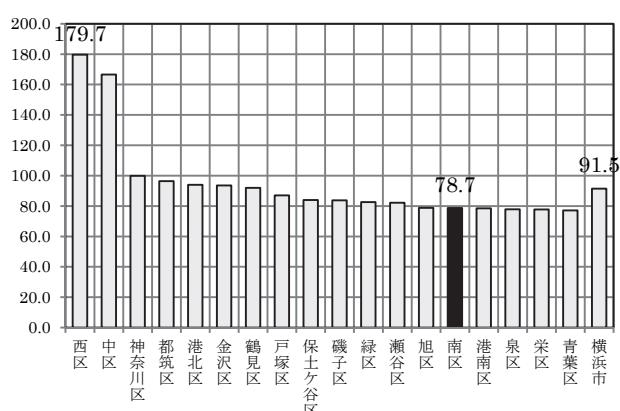
町丁目別外国人人口分布



⑦昼夜間人口と通勤・通学先

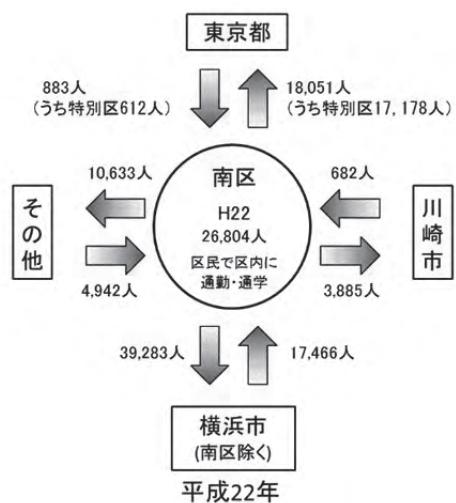
南区の昼夜間人口比率*は78.7で、横浜市内でも低く、区内を通勤・通学先とする昼間人口よりも、居住者である夜間人口が多くなっています。区民の通勤・通学先としては、隣接する中区、西区、川崎市、東京都などに広がっています。このように東京や、横浜の都心で働く人の暮らしの場としての性格を持つ地域として、生活環境の充実が求められます。

区別昼夜間人口比率



出典：2010（平成22）年国勢調査を基に作成。

通勤・通学流动

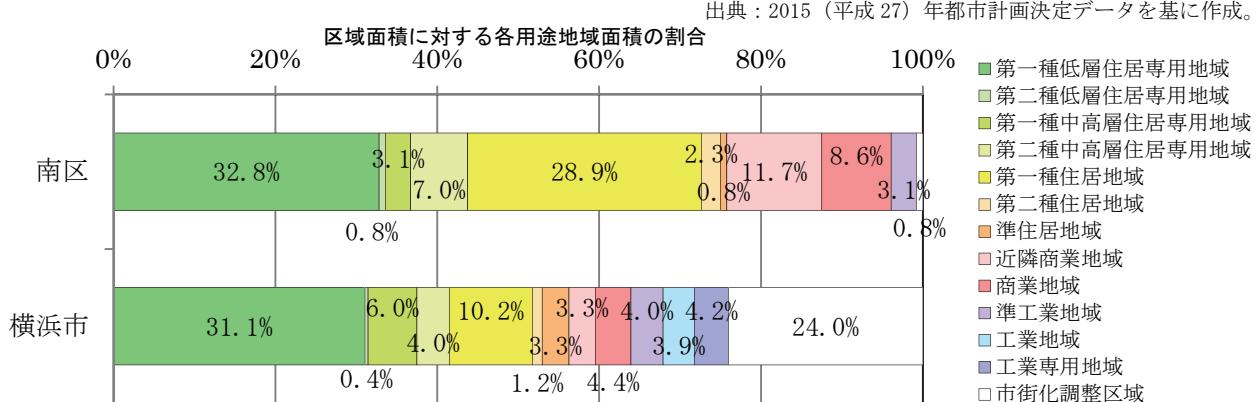
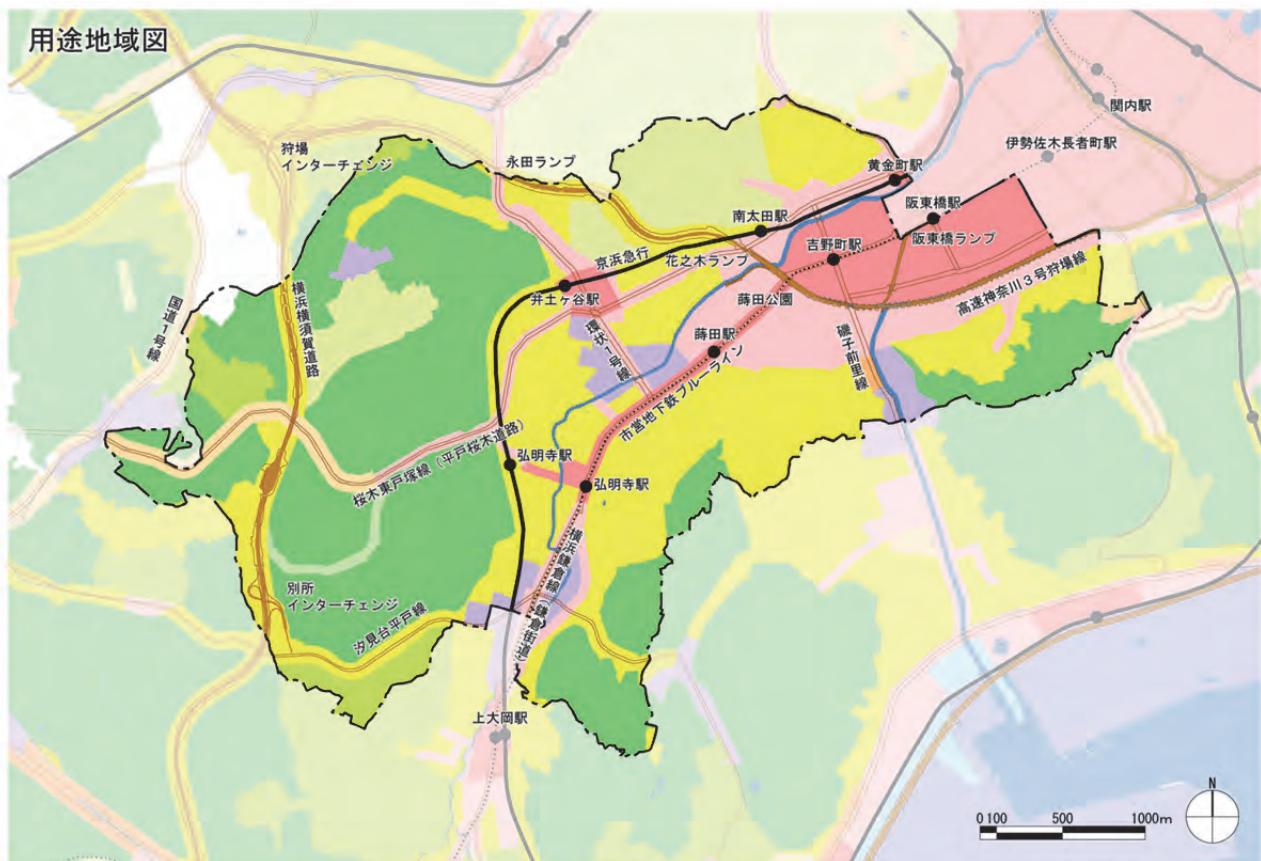


出典：2010（平成22）年国勢調査を基に作成。

(2) 土地利用

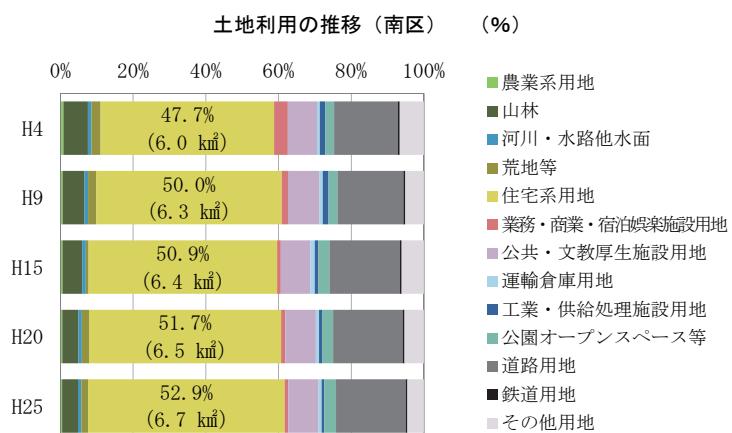
①用途地域*

南区は区域面積 12.63 km²に対して、99.2%が市街化区域*として指定されています。横浜市全体と比べ、商業、近隣商業地域や、第一種住居地域の比率が高くなっています。こうした暮らしと商業や業務が近接する地域として、多様な都市の機能の共存を進めていくことが求められます。

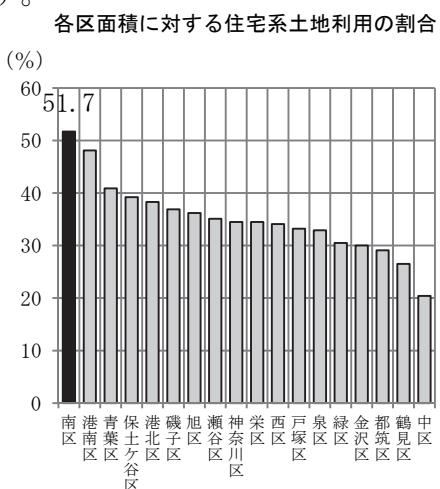


②土地利用

住宅系の土地利用は区域面積の半分以上、約 6.7 km²を占めており、住宅系土地利用の占める割合が 18 区の中で最も高く、平地部から丘陵部まで区域全体に広がっています。住宅系の土地利用は徐々に増加しており、1992（平成 4）年から 2013（平成 25）年の間に約 0.7 km²（増加率 11.6%）増加しました。また、山林や農地などの土地利用は減少傾向で推移しています。高密度に人が暮らす住宅地域の中でも、誰もが水と緑に触れられるなど、豊かな居住環境を守り、創出していくことが求められます。

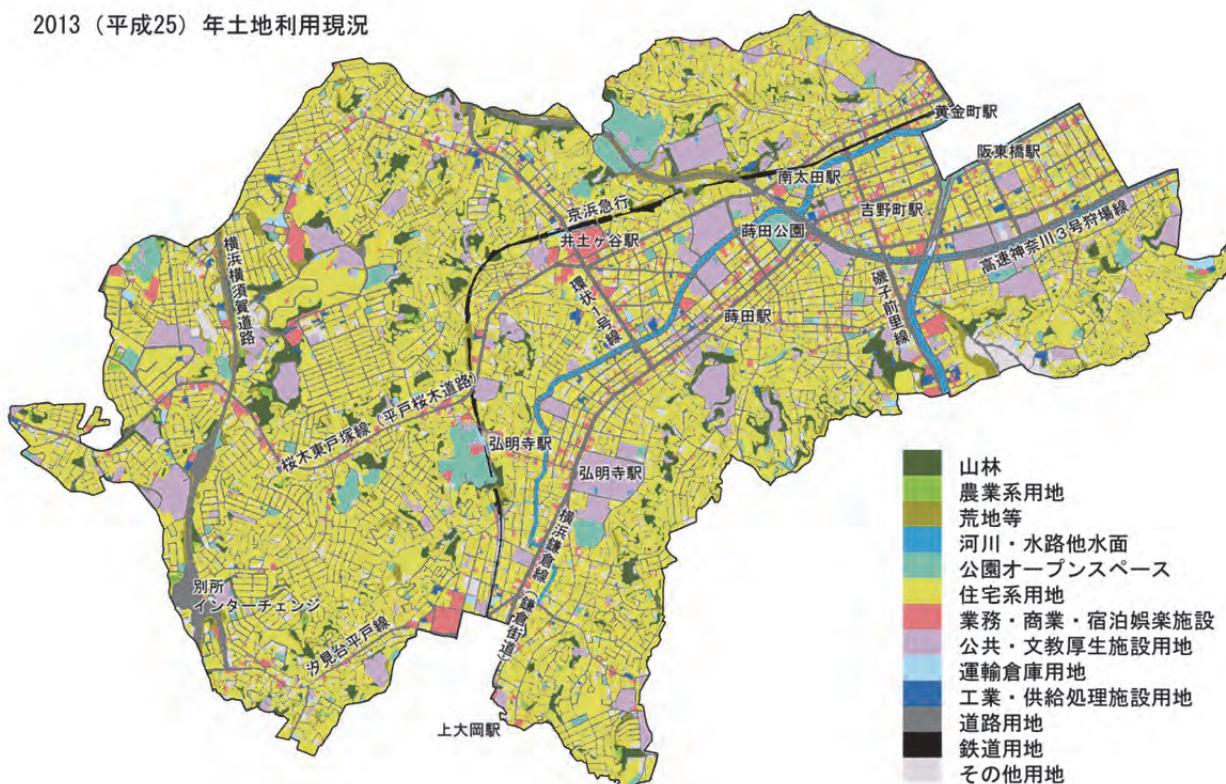


出典：2013（平成 25）年都市計画基礎調査を基に作成。



出典：「横浜市土地利用のあらまし 平成 21・22 年度」を基に作成。

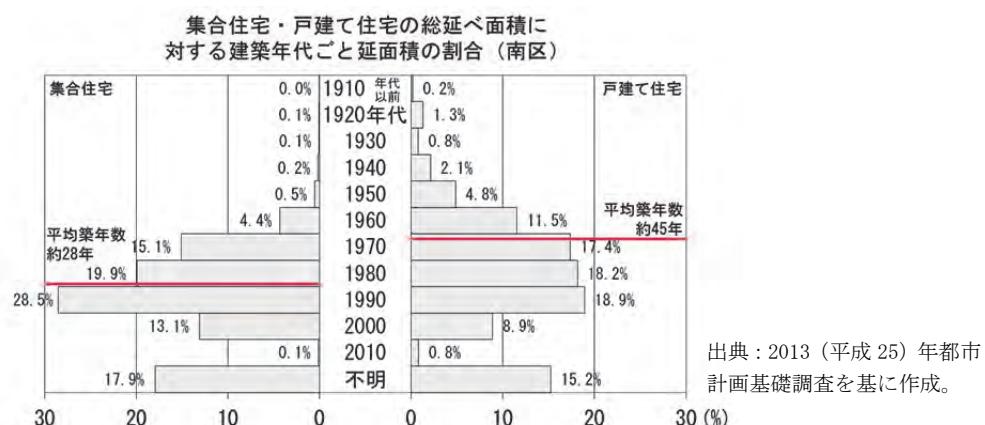
2013（平成25）年土地利用現況



出典：2013（平成 25）年都市計画基礎調査を基に作成。

③集合住宅・戸建て住宅の建築年数

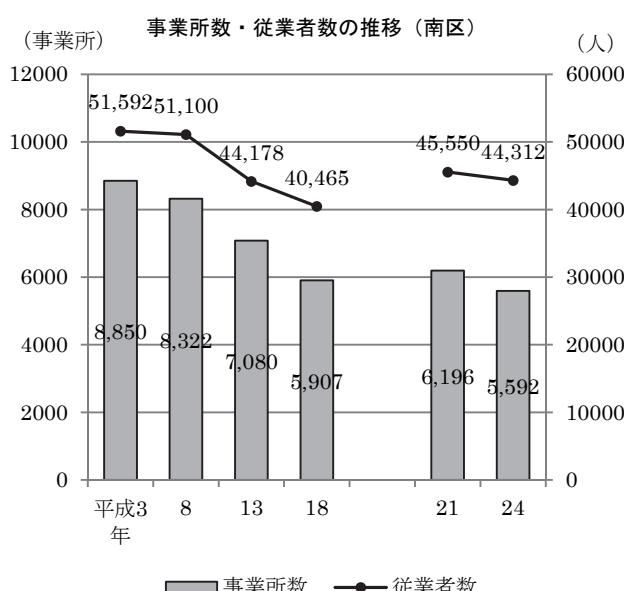
南区内に建設された集合住宅・戸建て住宅の建築年代を見ると、集合住宅は特に1990年代の建物が多く約30%を占めており、戸建て住宅については、1970～1990年代の建物の総延べ面積が約55%を占めています。平均の築年数は、集合住宅で28年、戸建て住宅では45年となっており、設備等の適切な維持管理や更新等、建物の老朽化への備えや対応がさらに求められています。



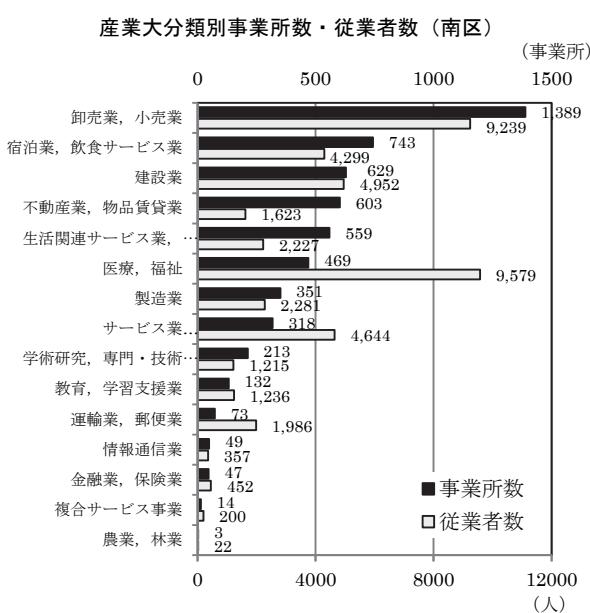
（3）産業

①事業所・従業者数

区内の事業所数、従業者数は減少傾向で推移しています。2012（平成24）年の事業所数は5,592事業所、従業者数は44,312人となっています。産業別では卸売業、小売業の事業所数と医療・福祉の従業者数が特に多いことが分かります。こうした商業、業務など働く場としての地域の環境の維持と、暮らしとの共存が求められます。



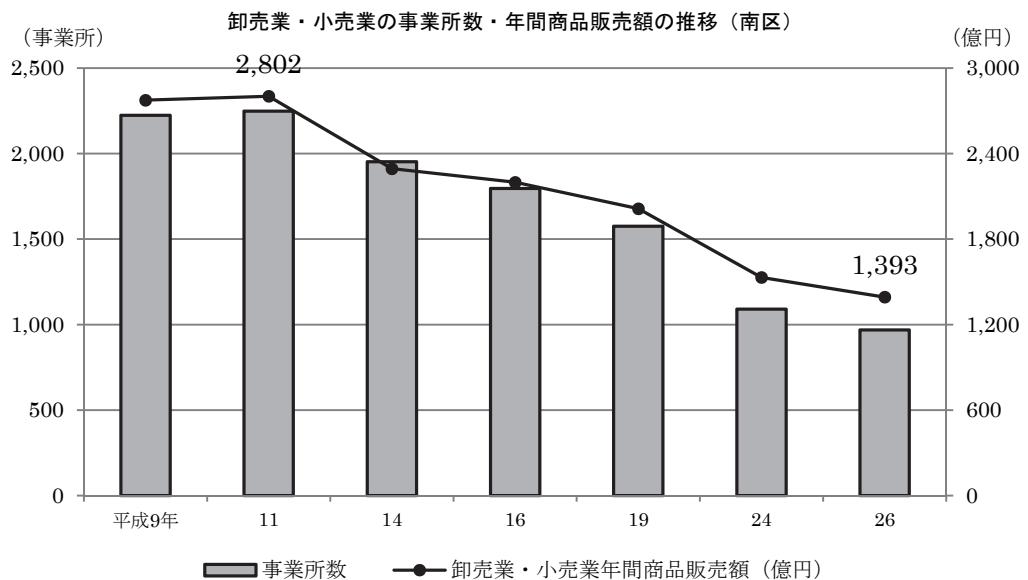
出典：1991（平成3）年から2006（平成18）年は事業所企業統計、2009（平成21）年・2012（平成24）年は経済センサスを基に作成。※2006（平成18）年から2009（平成21年）の間は事業所企業統計、経済センサスの調査手法の違いによる変化が含まれるため、差数が全て増加・減少を示すものではありません。



出典：2012（平成24）年経済センサスを基に作成。

②商業

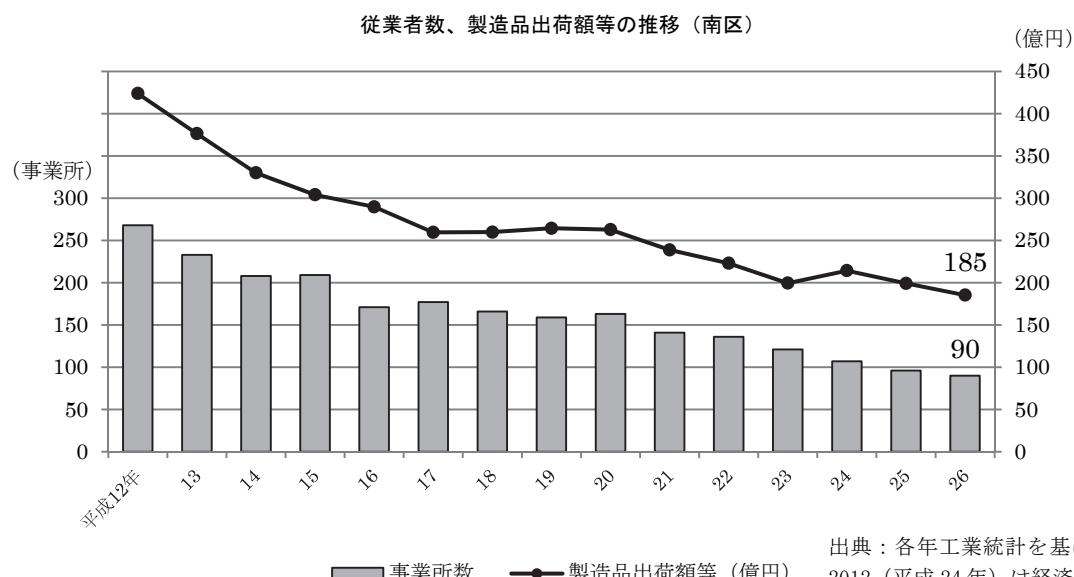
2014（平成 26）年の卸売業・小売業の事業所数は 969 事業所で、近年減少傾向で推移しています。年間商品販売額についても、平成 11 年の約 2,800 億円から 2014（平成 26）年には約 1,400 億円まで減少しています。多くの人の暮らしがある南区の特性を踏まえ、身近な暮らしを支える商業が持続可能な環境づくりが求められます。



出典：各年商業統計を基に作成。

③工業

2014（平成 26）年の工業事業所数は 90 事業所、製造品出荷額等は約 185 億円でした。区内の工場は徐々に減少していますが、中小の工場や企業が多く存在してきた南区の特性を生かすため、それらの操業環境を維持していくことが求められます。

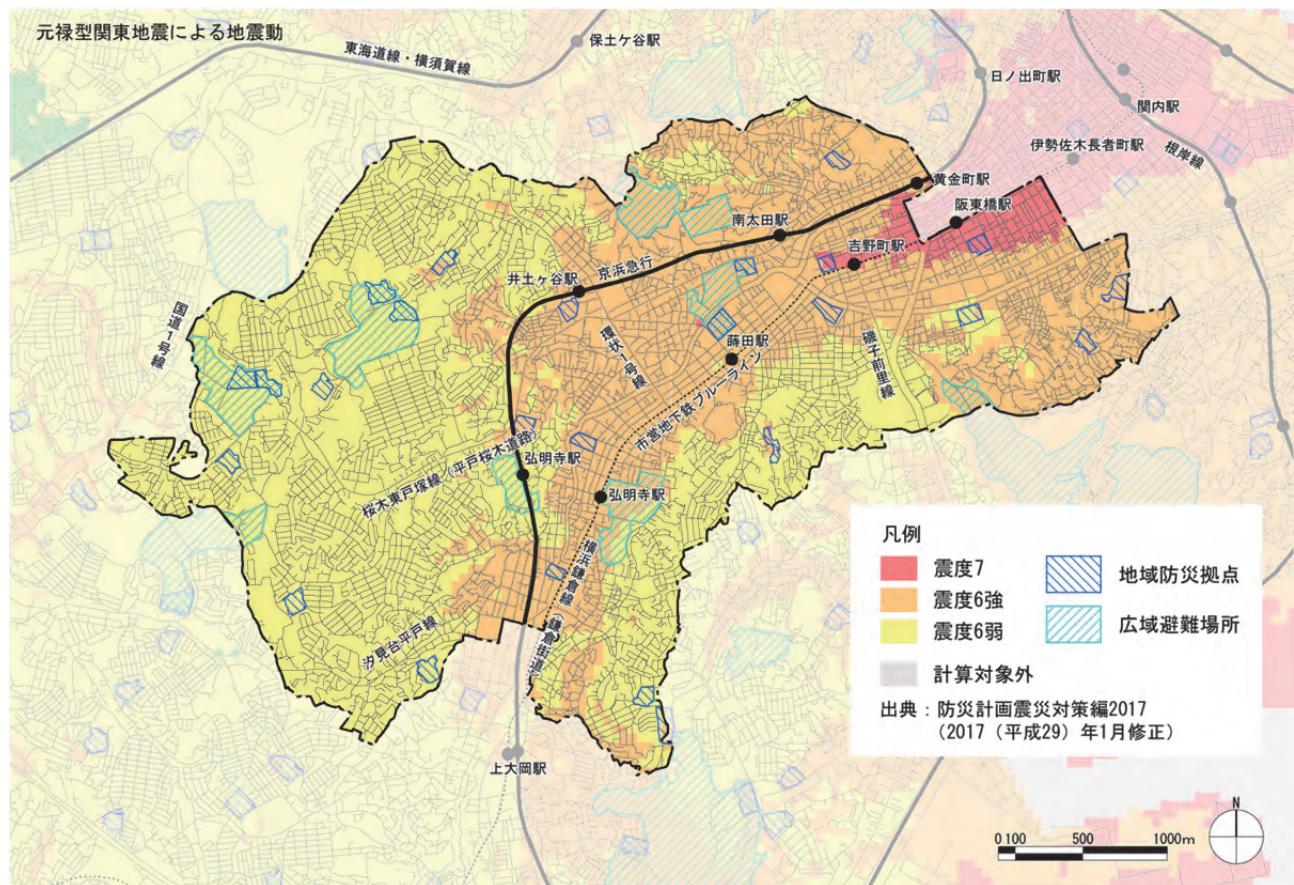


出典：各年工業統計を基に作成。但し
2012（平成 24 年）は経済センサス。

(4) 防災

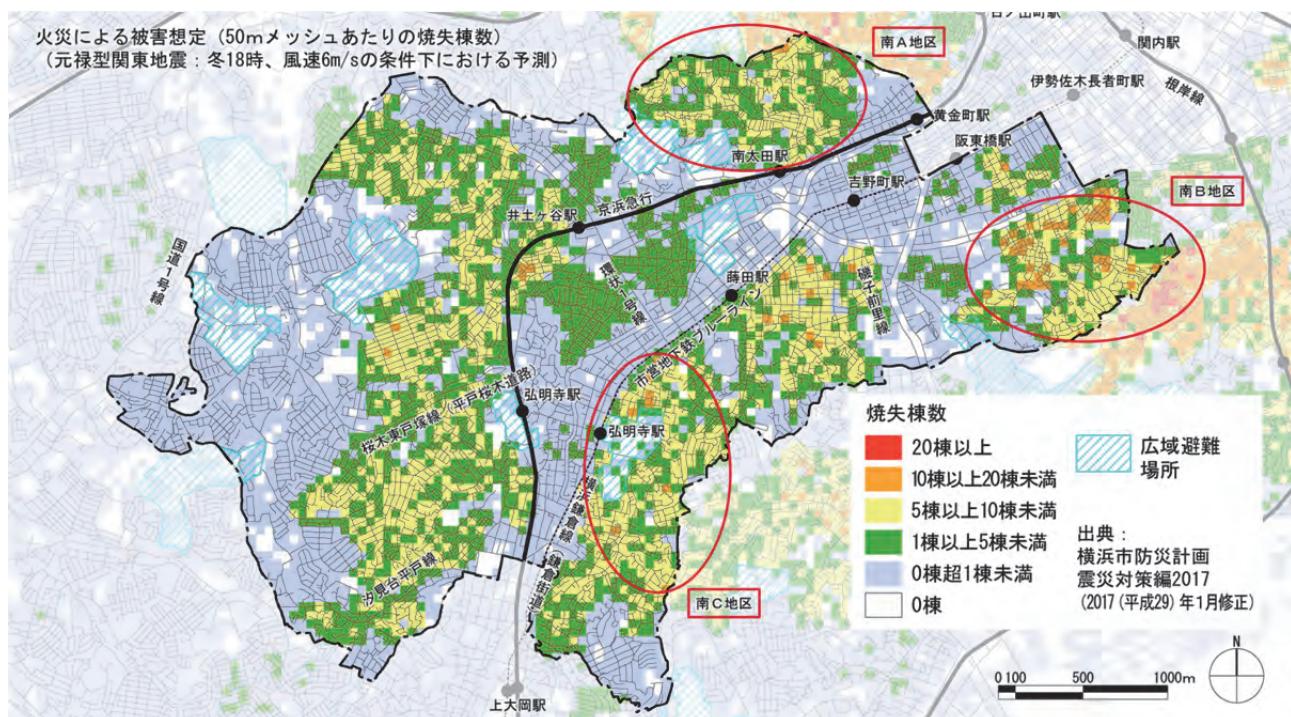
① 地震と火災

元禄型関東地震による被害想定（横浜市防災計画）では、南区内では震度6弱～震度7の揺れが予測され、特に埋立地である旧「吉田新田」区域の一部では震度7と予測されています。こうした揺れによる物理的な被害に備えるとともに、地域や企業との連携により、地震に強いまちづくりを進めていくことが求められます。



丘陵部や平地の一部には、木造住宅が密集し、狭あい道路*、行き止まり、急坂や階段が多く存在します。それらの地域は、災害時の火災の延焼、消防活動の難しさ、安全な避難路の確保など防災上の問題を抱えています。地震時の火災による被害想定を見ると、丘陵部や平地の一部で焼失棟数の多い地域がみられます。特に地震火災対策方針の対象地域においては、火災による延焼の危険性に対して総合的に安全性の向上を図っていく必要があります。さらに、同方針の重点対策地域*（不燃化推進地域）※においては、特に延焼被害の軽減を推進していく必要があります。

※南 A 地区（庚台、西中町4丁目、伏見町、三春台の全域、清水ヶ丘、南太田一丁目の各一部）、南 B 地区（唐沢、中村町1丁目から3丁目まで、八幡町の全城、山谷、平楽の各一部）、南 C 地区（大岡一丁目、大岡三丁目、若宮町1丁目から4丁目までの全城、大岡二丁目の一部）

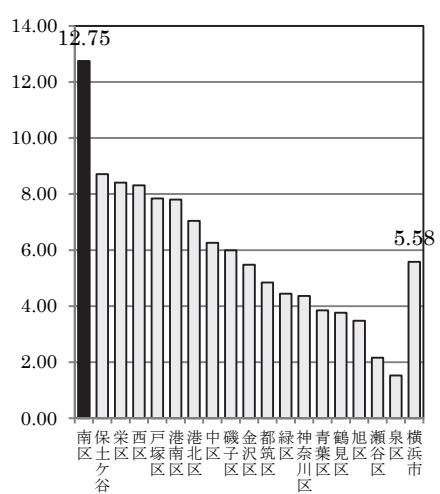


②土砂災害

斜面地には崖地が多く、急な坂道や階段、また、狭あい道路*などもあることから、防災上の課題は多くなっています。

急傾斜地の崩壊が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められ、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべきとして、神奈川県が土砂災害警戒区域*として指定している区域は161区域、南区の総面積のおよそ15パーセントに及んでいます。面積当たりの区域数は、18区中でも最も多くなっています。土砂災害の危険が高まった場合には、住民が素早く身を守る行動が取れるよう、自治会・町内会などとも連携しながら対策を進めていく必要があります。

区分 1km²あたりの土砂災害警戒区域の数

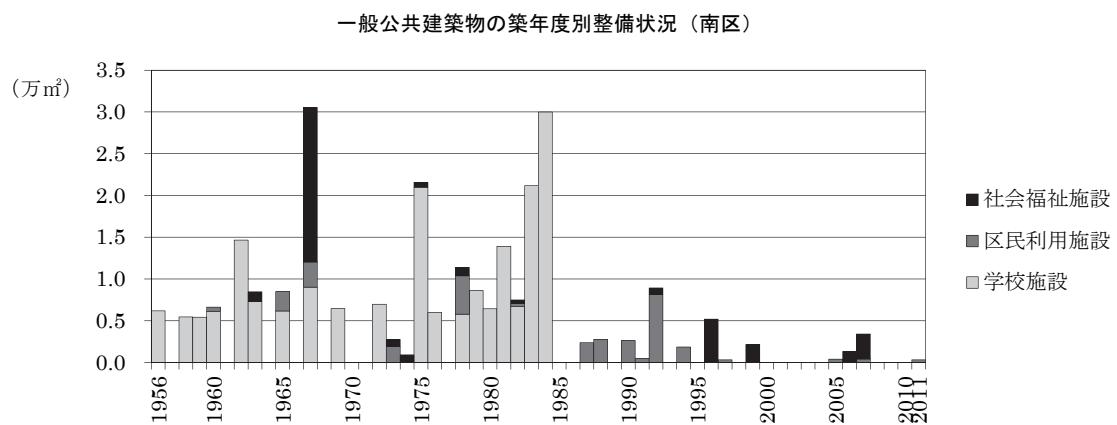
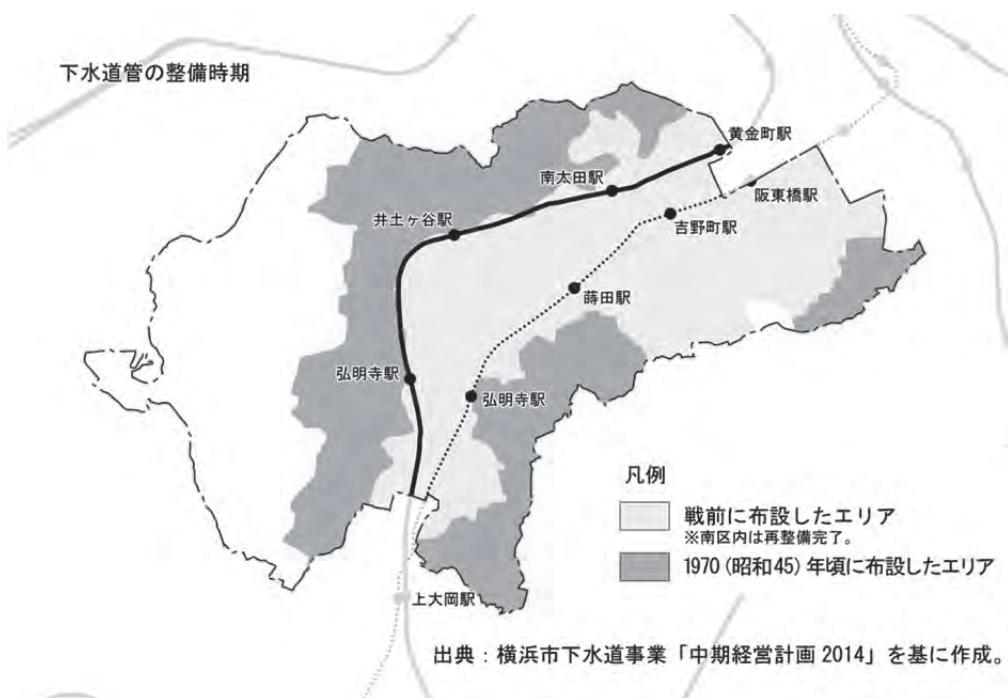


出典：建築局資料を基に作成。
※2015（平成27）年3月現在。

③都市基盤や都市施設*

南区は、震災や戦災からの復興を経て、港南区と分区された1969（昭和44）年頃には、ほぼ現在のまちの姿を見せており、それから約10年後には道路、上下水道、学校などの都市基盤や都市施設がおおむね形づくられていました。そのため、整備から数十年以上経過したものもあり、都市基盤の一部は老朽化し更新時期を迎えてますが、上下水道や橋梁など、すでに一定の更新が進んでいる施設もあります。

都市基盤や都市施設は今後も、様々な都市活動を支え、耐震性や防災性を向上し、安全・安心な生活を確保するため、計画的・効率的に保全や更新を進めていく必要があります。地域に根付き、地域コミュニティを育む場となっている施設等の保全・更新にあたっては、地域のニーズも踏まえ、より良いまちづくりの観点からも検討が必要です。

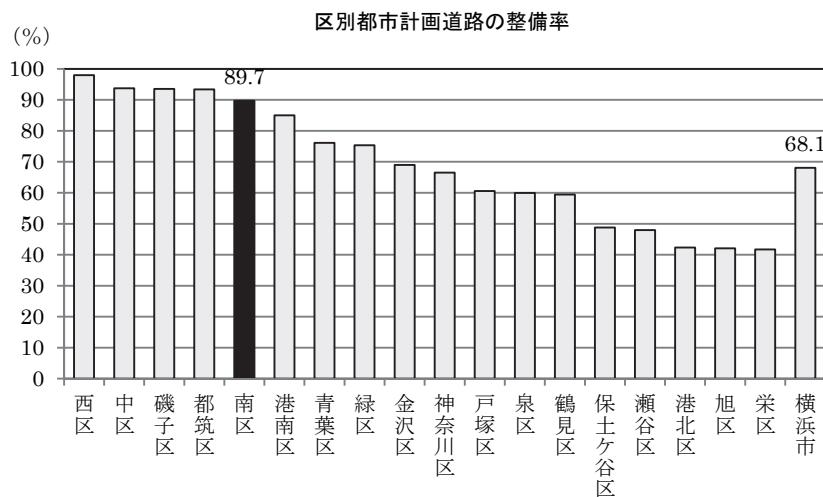


出典：財政局「公共建築物の利用状況（27年度）」を基に作成。

(5) 交通環境

①道路網整備状況

幹線道路*は比較的整っており、2016（平成28）年3月現在、都市計画道路*（計画延長16.960km）の整備率は約90%となっています。整備されたネットワークを生かし、より安全・円滑な交通を確保していくことが求められます。



出典：道路局資料を基に作成。
※2016（平成28）年3月現在。

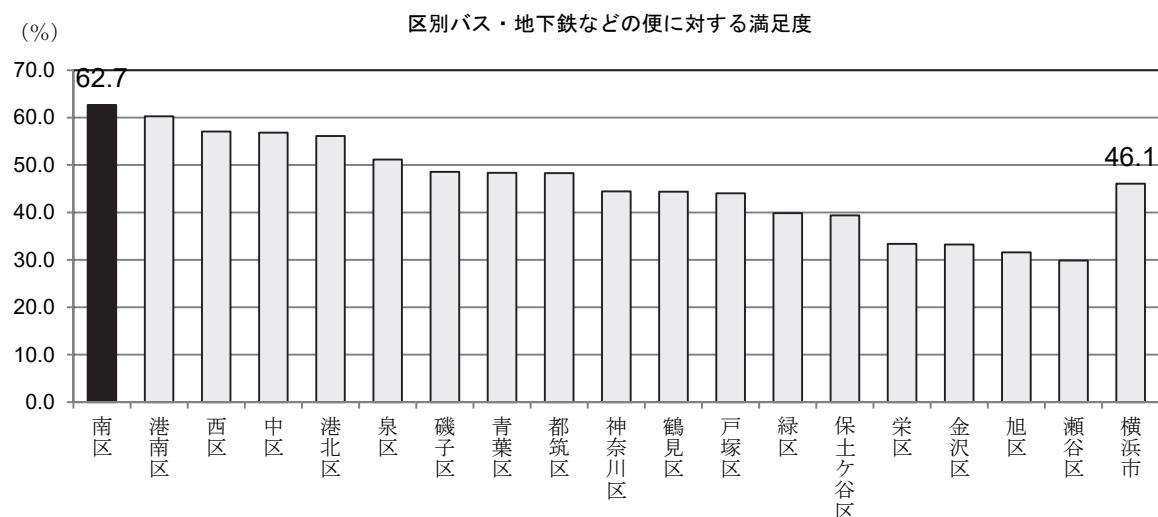
②身近な生活道路

狭い道路*や行き止まり道路、坂道などが多い住宅地等の生活道路は、子ども・高齢者・障害者等すべての人の日常生活を支えるため、また、災害時の救援活動・避難行動の安全性を高めるためにも改善していくことが求められます。



③公共交通

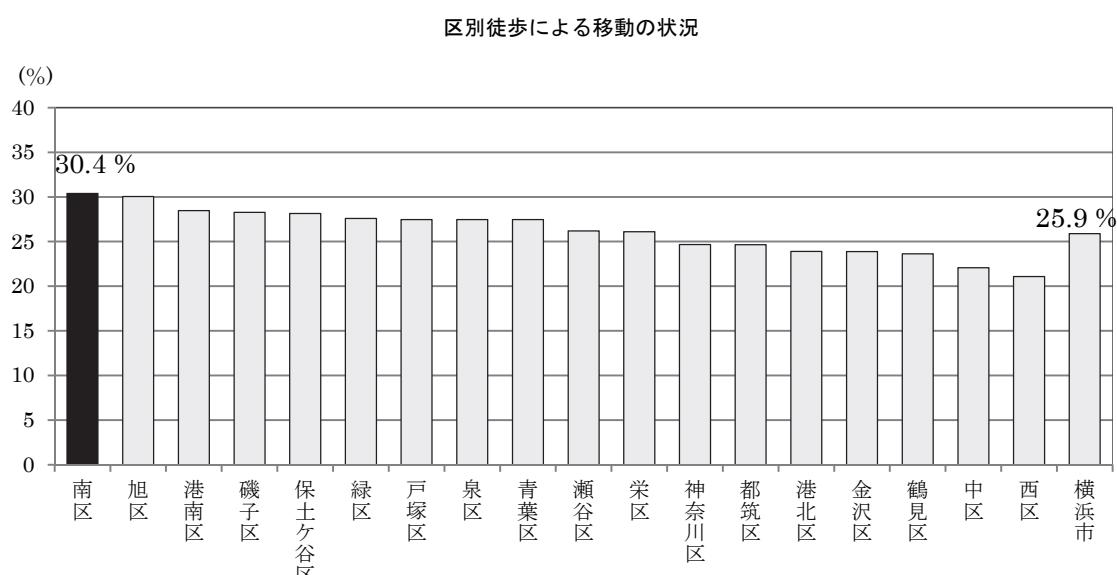
鉄道や幹線道路*のバス路線などの公共交通への満足度は他区と比較して高くなっていますが、今後の高齢化の進展への対応や子育て環境の整備の観点からも、丘陵部や駅・バス停から離れた地域では、自宅周辺から駅や公共施設などへの移動の利便性を改善していくことが求められます。



出典：横浜市民意識調査を基に作成。※2013（平成25）年～2015（平成27）年の平均値。

④徒歩による移動の状況

南区は徒歩による移動の割合が他区と比較して高くなっています。徒歩による移動が多い暮らしに合わせたまちの環境づくりが求められます。



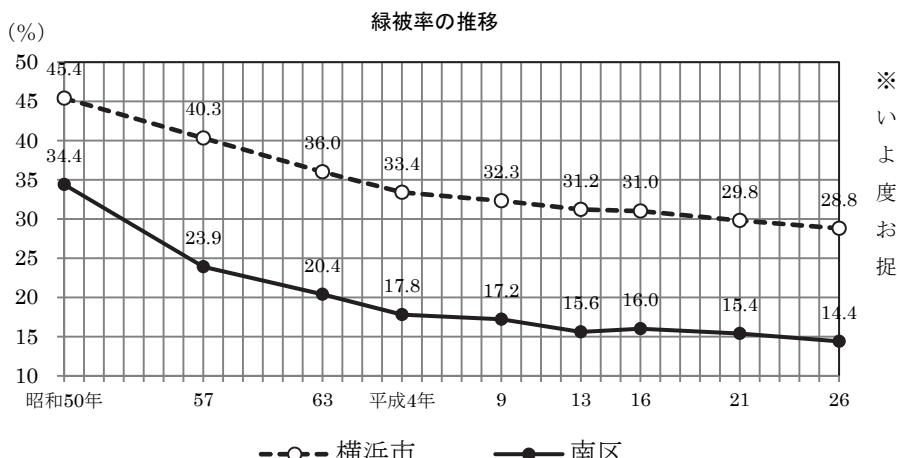
※各区における、出発もしくは到着するトリップ（ある地点からある地点へ移動する単位）数に対する徒歩によるトリップの割合。

出典：2008（平成20）年東京都市圏
パーソントリップ調査

(6) 自然環境

①緑被率*の推移

台地の崖や丘陵の斜面には貴重な緑が残っていますが、緑被率は年々減少しており、これら緑の環境の保全が求められます。

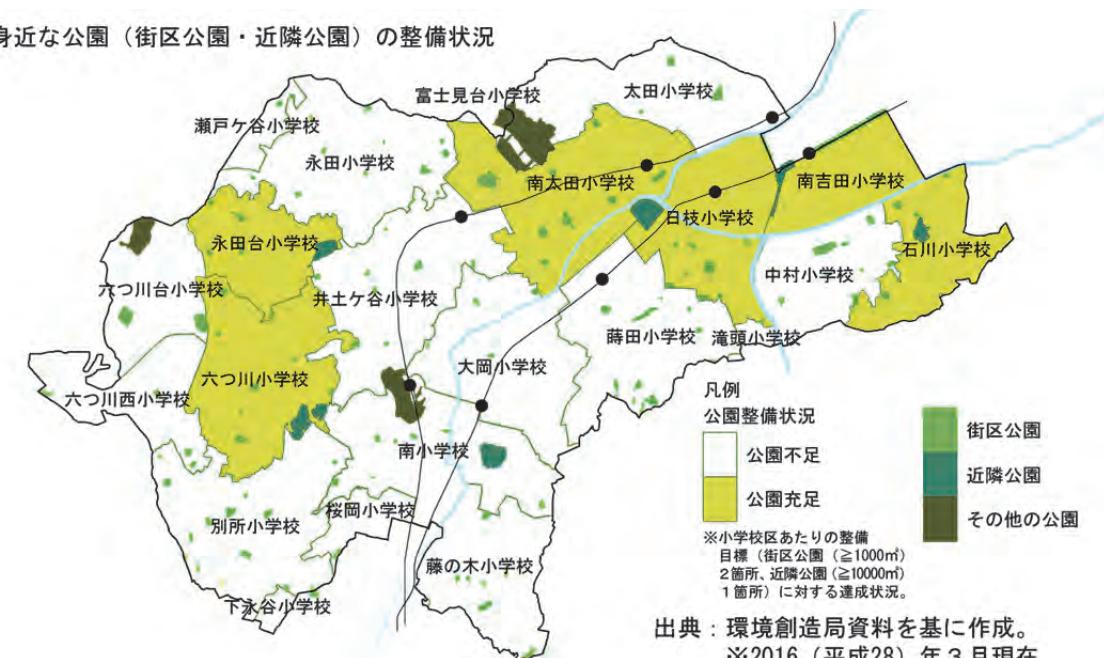


※緑被率の推移については、調査年度によって調査手法や精度が異なるため、おおまかな傾向として捉えるものです。

出典：横浜市第10次緑地環境診断調査（2014（平成26）年度）（環境創造局）を基に作成。

②公園の整備状況

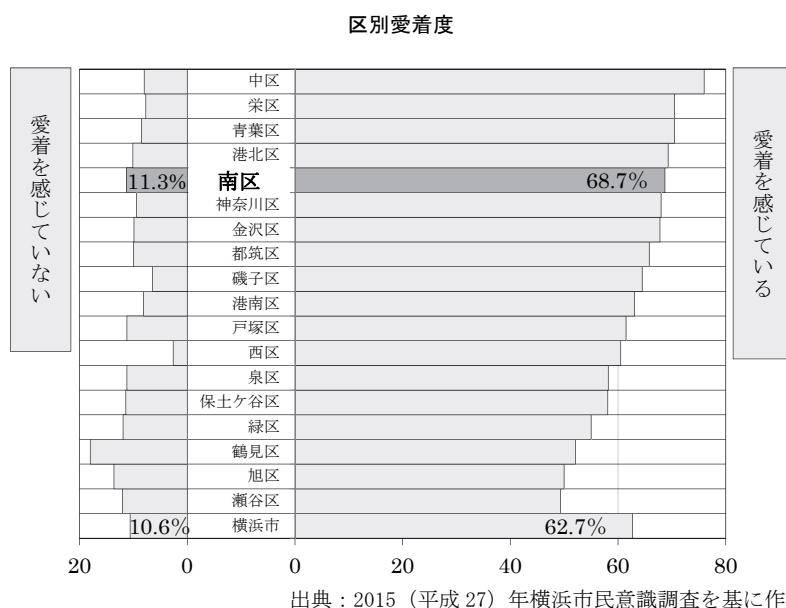
2016（平成28）年度末の都市公園数は131箇所、面積は約42.8haとなっています。2004（平成16）年度から5箇所の公園が公開されました。しかし人口密度の高さから区民一人当たりの公園面積は18区中最も狭く、公園が不足する地域もあることから、今後は、適切な公園等の整備と既存の公園の維持管理、活用が求められます。



(7) 南区の特性・魅力

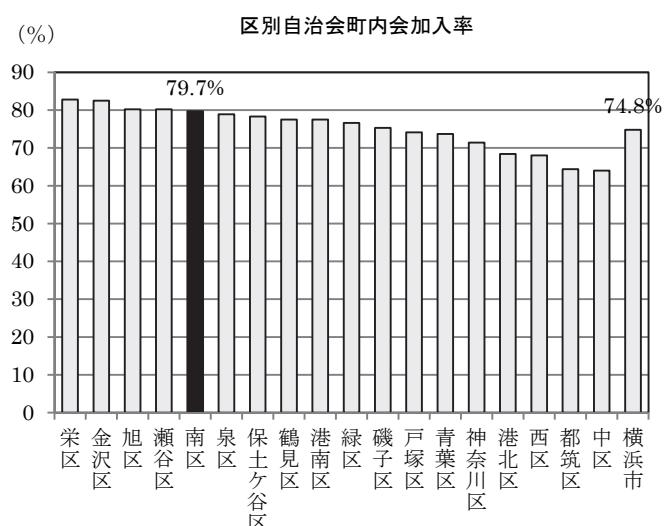
①愛着

2015（平成27）年度の横浜市民意識調査では、区民の南区への愛着度は68.7%であり、横浜市内でも比較的高くなっています。今後も南区に暮らしたい、暮らし続けたいと思えるまちづくりを進めていくことが求められます。

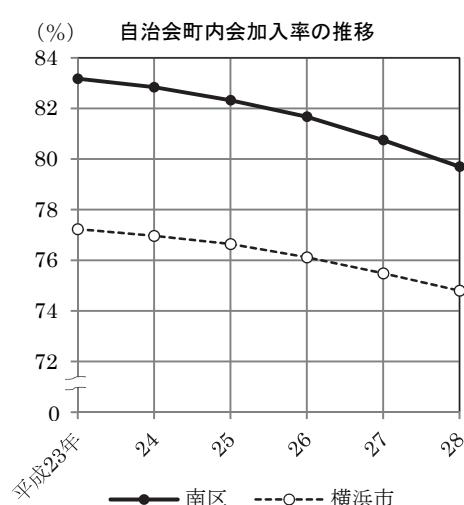


②自治会町内会加入率

南区の自治会町内会加入率は79.7%であり、横浜市内では比較的高い加入率であることがわかります。加入率は近年減少傾向であるものの、特に横浜都心部に近接する区としては比較的高く、地域のつながりのある区としての特徴を生かしていくことが求められます。



出典：市民局資料を基に作成。
※2016（平成28）年現在。

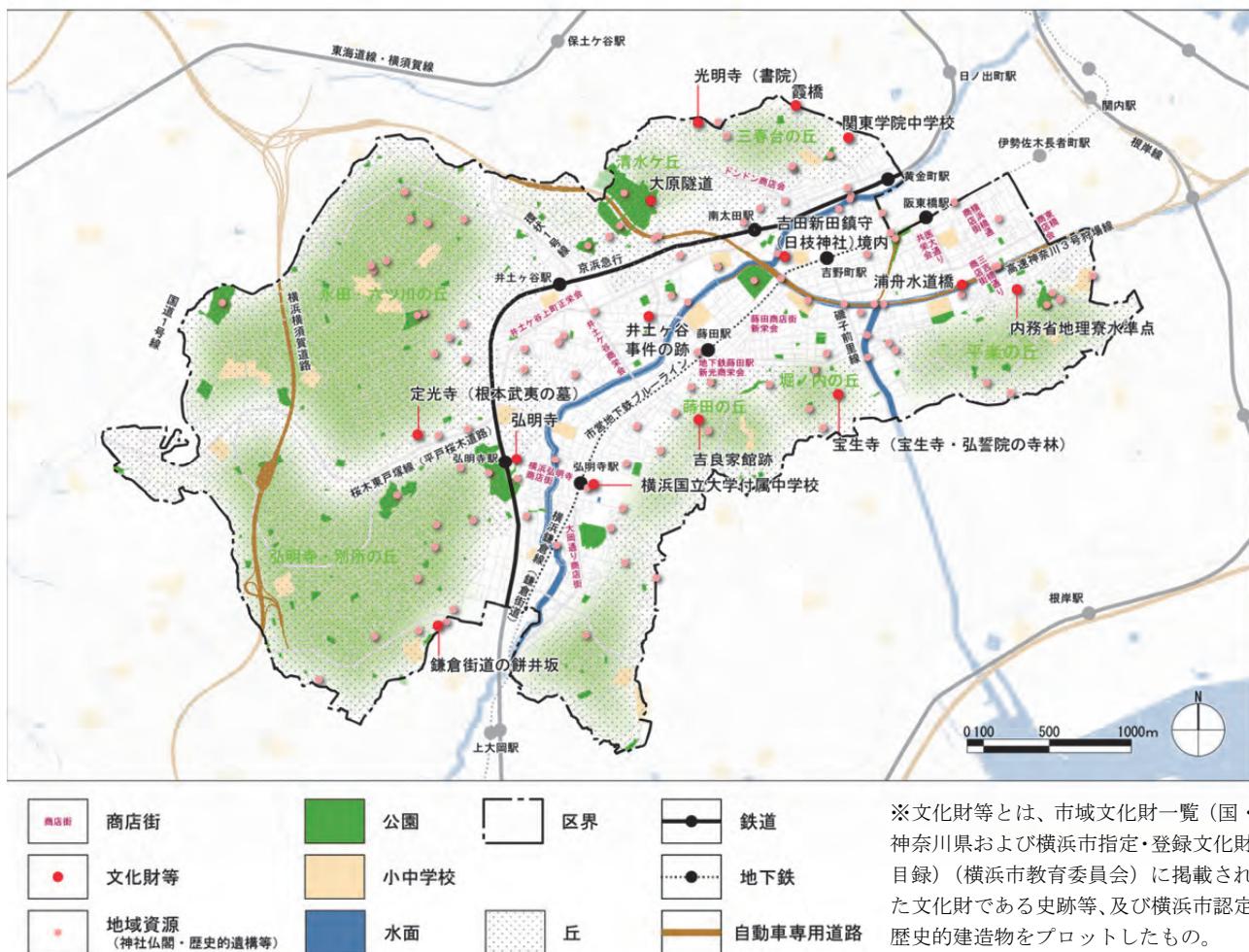


出典：市民局資料を基に作成。

③地域資源

文化財等の由緒ある建造物や記念物、象徴的な場所など、南区の魅力をつくる様々な地域資源が区内に点在しています。また、弘明寺商店街や横浜橋通商店街をはじめとして、主に平地部の地域に商店街が分布しており、地域に根ざした商店街は、区民の日常の快適な暮らしを支えるとともに、下町のにぎわいあるまちの魅力をつくりだしています。さらに、区の中心を走る大岡川沿いの桜並木は、水と緑が感じられる区民の憩いの場であると同時に、区外からも人が訪れる観光資源となっています。加えて、都心部からつながる平地部を取り囲み、南区の地形的な一体感を形成している丘は、「横浜市水と緑の基本計画*」において市街地をのぞむ丘の軸に位置付けられており、変化に富んだ丘自体の景観やそこに育まれてきた歴史・文化の蓄積、丘からの眺望、次々と現れる坂道、斜面緑地なども魅力的な資源です。これらの資源を大切に守り育て、まちづくりや地域の活動等に生かしていくことが求められます。

地域資源分布図



3. まちづくりの課題まとめ

市街化が比較的早期に区全域に広がった南区では、鉄道や道路網の骨格も早期に形成されました。全体でみると、比較的利便性が高く、多様な人々が高密に暮らす場となっています。

今後は、住宅や都市施設^{*}の適切な維持管理や更新への備えが必要になります。また、人口減少や少子化、後期高齢者の増加、単独世帯の増加、国際化といった人口構造の変化、あるいは地球温暖化^{*}問題をはじめとした、広い視野での環境の変化への対応など、新たな課題への対応もまちづくりに影響してきます。

狭い範囲の中で起伏に富んだ地形、地域ごとに異なるまちの成り立ち、立地や住宅の型に応じて変化する人口構成など、指標によって課題の分布が異なる南区の状況を踏まえ、きめ細かなまちづくりを行っていく必要があります。

以下では、土地利用、都市防災、都市交通、都市環境、都市の魅力・活力の5つの視点から、今後20年間を見据えた課題をまとめています。これらの課題に対し、公民が連携しながら効果的、効率的に対応していくと共に、将来世代へと引き継げる持続可能なまちづくり^{*}を実現していくことが必要です。

①土地利用 「住宅と商業・業務・工業のバランスのとれた、魅力と活力ある市街地環境づくり」

○良好な住宅市街地としての土地利用の誘導

南区は市内18区の中で人口密度が最も高く、住宅系土地利用の割合も、最も高くなっています。したがって、住宅市街地における住環境の維持・改善や魅力の向上は重要な課題です。特に、防災性の向上、水と緑の環境の保全・活用による安全で豊かな住環境の創出や、人口構造の変化に対応した住宅地の再生や生活機能の充足による、様々な世代が快適に暮らせる市街地づくりを進めていくことが求められます。

○住宅以外の土地利用の適正な誘導

旧「吉田新田」区域や駅周辺、横浜鎌倉線沿道をはじめとする、商店、事業所又は工場等に利用されている地域については、南区のにぎわいや活力を支える地域として維持、充実を図るため、その事業環境を守っていくことが必要です。また、土地利用の転換が行われる場合には、住宅との共存に配慮し、適正に誘導していくことが求められます。

②都市防災 「安心して暮らせるまちの防災性の向上」

○木造住宅密集市街地*等における地域の改善

古くから市街化が進んだ三春台、清水ヶ丘、平楽などの丘陵部や、中村町、大岡などの平地部では、木造住宅が密集しており、建物の延焼危険性が高く、また、狭い道路等により、避難や緊急車両等の通行等に支障があるなど、防災上の課題が多く存在しています。こうした課題を踏まえ、総合的な地域の防災性向上を推進していくことが求められます。

○災害に強い都市基盤等の整備

大規模な被害をもたらす災害が危惧される中で、防災・減災対策を進めるとともに、応急・復旧・復興対策の強化を図るため、幹線道路*沿いにおける延焼遮断、緊急輸送路*等の確保や、大雨による浸水*被害や土砂災害への対策、液状化*対策、津波対策など、災害に強い都市基盤を構築していくことが求められます。

○災害に強い体制づくり

自助・共助の考え方に基づき、公民連携による防災体制を構築し、地域の防災力をさらに強化していくことが求められます。また、災害発生時においても迅速で柔軟な対応が行えるよう、避難場所の維持・充実、地域防災拠点*などの避難所の備えを強化していくことが求められます。

③都市交通 「子ども、高齢者、障害者など様々な人の生活を支える交通環境の充実」

○道路交通環境整備

円滑な交通網の確保や周辺地域の防災性向上のため、汐見台平戸線の整備の促進ならびに幹線道路等の適切な維持管理を行っていく必要があります。また、狭い道路*をはじめ、防災や日常生活における安全性に課題がある生活道路の改善が必要とされます。また、徒歩による移動が多い南区においては、誰もが楽しく、快適に移動できる歩行空間の実現が求められます。

○身近な交通の維持・充実

南区の起伏に富んだ地形や、今後の高齢化の進展を踏まえ、バス路線の維持や、様々な人の利用に配慮した交通サービスの導入、技術革新への対応等により、身近な移動手段を確保していくことが求められます。

④都市環境 「身近な水と緑の環境や貴重な自然環境の保全」

○川を生かした水と緑の環境の充実

身近な生活の中で自然や水と緑のうるおいが感じられる環境をつくるため、大岡川、中村川等の水と緑の環境を維持・改善し、身近に水辺や緑、生き物の生育・生息環境があり、ふれあうことができる場をつくっていくことが求められます。

○身近な緑の保全・充実

横浜市の中でも水や緑などの自然が少ない南区においては、残された貴重な緑地の保全や、住民自らが進める緑化活動への支援等により、緑の減少を抑制することで、緑が感じられる生活環境を維持・充実していくことが求められます。

また、公園については、地域と連携しながら、適切な整備、維持、活用を行っていく必要があります。

○地球環境問題への対応

ヒートアイランド*対策や、次世代の環境技術の導入等、地球環境問題に配慮した取組を推進することが求められます。

⑤都市の魅力・活力 「住んで楽しい南区らしいまちづくり」

○地域特性を生かした魅力づくり

商店街や歴史文化の蓄積、7つの丘など、引き継がれてきたまちの魅力をまちの財産として今後も生かしていくことが求められます。また、区内外の人が利用する大岡川プロムナードを軸としてまちの魅力づくりをけん引していくことが求められます。

○人々が支え合うコミュニティ*づくり

下町らしい地域のつながりが根付いている南区の特徴を生かし、住民の主体性を大切にしたまちづくりが求められます。また、高齢単独世帯や、外国人居住者など、多様な人が暮らしやすい環境を整え、今後も南区らしい豊かな地域コミュニティを育んでいくことが求められます。

○良好な住環境づくり

地域の生活利便性が高い南区の特性を生かしながら、子育てや、高齢者や障害者の暮らしに合わせた住環境の整備を進めるなど、様々な人が住みたい、住み続けたいと思える環境の維持・改善が求められます。また、持続可能なまちづくりへの転換を目指し、建物を長く大切に使い続けられる環境づくりを進めることができます。

III. 南区の将来像とまちづくりの目標

1. 南区の将来像

南区は、住宅と商業・業務や工業等の様々な個性ある地域が共存する市街地として発展してきました。区内には、2つの鉄道路線、8つの駅があります。駅周辺や旧「吉田新田」区域、幹線道路沿道は、商業施設や業務施設、工場などが集まる利便性の高い生活の拠点となっています。また、丘陵部は、様々な住宅が集まる暮らしの環境が形成されてきました。近年のまちづくりにおいては、防災性の向上や水と緑の環境の充実など、地域特性に応じた住環境の整備や魅力づくりが進んでいます。成長期から成熟期へとまちづくりが転換していく今後は、子ども、高齢者、障害者、単身生活者、外国人など、居住者の多様性への配慮や、施設の適切な維持管理等、暮らしの質の維持・向上を進めていくことが求められます。

また、南区には、下町らしい人情味あふれる人と人のつながりがあり、「南の風はあったかい」というキャッチフレーズに表現された、豊かな地域のコミュニティ*が感じられる暮らしが浸透しています。

このような状況を踏まえつつ、平成16年の南区プランにおいて策定された南区の将来像
～人の情（こころ）と都市の機能が共に成熟したまち～
を、引き続き継承します。

南区の魅力をかたちづくっている様々な都市の機能の調和を図り、住む人、働く人、訪れる人など、様々な人を惹きつけながら、人の情、都市の機能を共に成熟させ、将来の世代に受け継いでいける活力あるまちづくりを進めています。

[コラム] 南区に根付く下町らしさ

南区には下町らしい近所づきあいの場が地域に根付いています。路地や軒先には自然と人の交流が生まれ、行き交う人たちが挨拶をかわし、よその子にも声をかけ、散歩中の御老人の体調を気遣う、そんな良好なコミュニティ*が育まれてきました。また、様々な生業、寺社や祭りなど、古くからの歴史や伝統、文化が引き継がれており、懐かしさと、温かみのある地域性が受け継がれています。こうした地域性を生かし、まちづくりが成熟期に転換していく今後は、南区の下町らしいコミュニティ*を生かしたまちづくりを進めていくことが求められます。



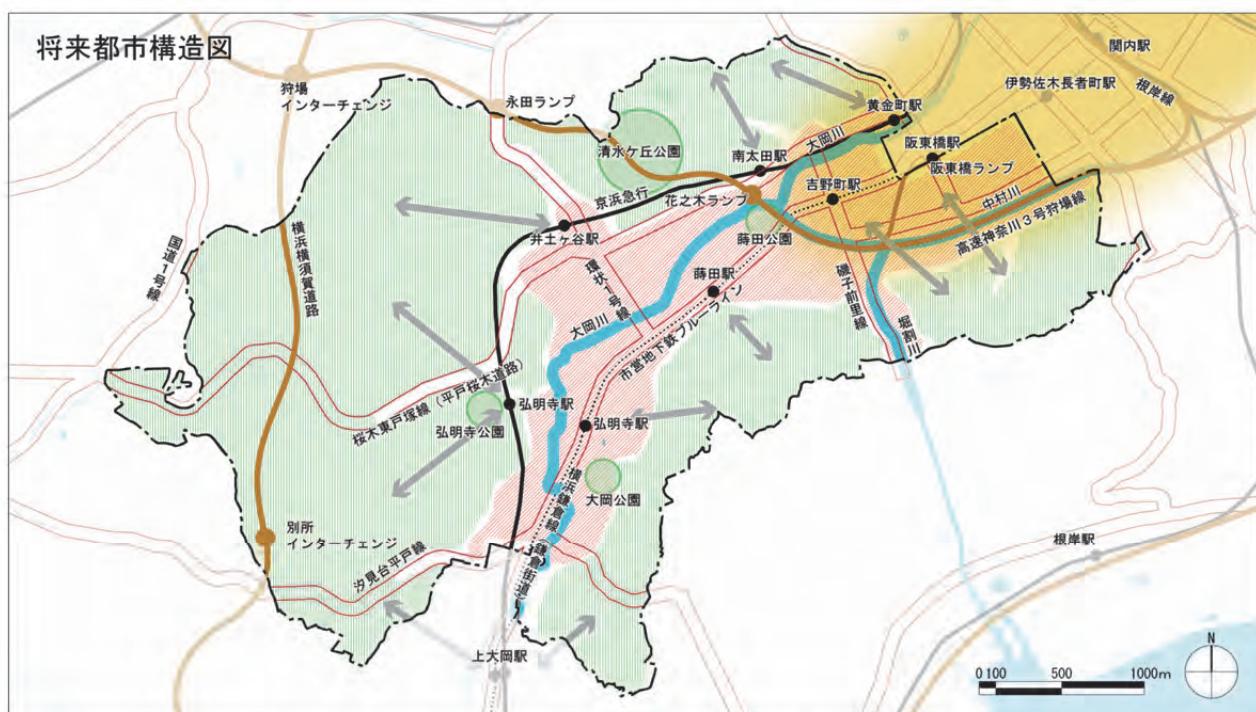
2. 南区の将来都市構造

都市計画マスタープラン全体構想では、関内方面から続く都心部として旧「吉田新田」区域が位置づけられており、旧「吉田新田」区域以外の地域はおおむね、都心部と郊外部の間の都心・臨海周辺部とされています。旧「吉田新田」区域から平地部が大岡川沿いに広がり、その平地部を丘陵部が取り囲み、地形的な面での一体感を形成しています。

大岡川や中村川、堀割川は、水と緑の軸として魅力を生み出し、丘陵部のほとんどは市街地をのぞむ丘の軸として、広域的な緑の軸に位置づけられています。

郊外部各地と都心部を結ぶ鉄道や道路などの交通網は、平地部を抜けて横断しており、旧「吉田新田」区域や駅周辺、主要な道路沿いに集積している商業・業務機能とともに、利便性の高い暮らしの場を支えています。

このような現在の都市構造を継承しつつ、区内各地域間の移動を維持・充実することで、持続可能な都市機能を強化していきます。



道路ネットワーク 幹線道路等の体系的なネットワークによる円滑な交通の維持・改善をはかるとともに、区内及び周辺市街地相互の連絡機能を強化します。

歩行空間・地域交通のネットワーク 区内の駅・商店街等へつながる歩行空間の改善や、身近な交通による環境に優しい移動手段の維持・充実により移動の利便性や快適性を高めるとともに「平地部」と「丘陵部」との連携を強化します。

水と緑の軸 大岡川、中村川、堀割川の水と緑が感じられる環境づくりや改善を進めながら、歴史・文化や賑わいなど、南区の魅力を生かしたプロムナードを維持・保全、充実していきます。

都心部 職住近接の実現や、利用者の圏域の規模・地域特性に応じた機能集積・充実、水と緑の活用など、都心との近接性を生かした市街地として形成をはかります。

- 丘陵部**
- 平地部**
- 区界**
- 鉄道**
- 地下鉄**
- 自動車専用道路**

3. まちづくりの目標

南区のまちづくりの将来像を実現するため、南区プランでは、今後20年を目途に区民、事業者、行政の協働*のもとに進めるまちづくりの目標として、次の4つを掲げます。

目標1. 身近な環境から、安全で住みやすいまちづくりを進める

- 地震では、建物の倒壊や火災等の被害が想定されます。そのような震災をはじめとして、津波災害、都市型水害*、土砂災害などの大規模な災害に備え、建物の不燃化・耐震化、木造住宅密集市街地*など地域の環境改善や都市基盤の適切な更新を進めることで、災害に強い、持続可能なまちづくり*を推進します。
- 地域や家庭の災害への備えの強化、助け合い体制の確立、事業者等と協力した防災・減災対策を推進し、被災時の被害拡大を抑制し、速やかに復旧できる体制を構築していきます。
- 犯罪の防止、交通安全対策を進めることにより、安心・安全な地域の住環境を整えていきます。

目標2. 徒歩でも、バスでも、楽しく移動できるまちをつくる

- 道路の適切な維持管理や基盤整備により円滑な交通を確保していきます。また、狭あい道路*の拡幅、沿道の不燃化・耐震化等による、災害に強い交通環境づくりを進めます。
- 安全に移動できる歩行者空間の整備、今後の社会状況の変化や適正な需要を踏まえた身近な交通の維持・充実、駅とその周辺などのバリアフリー化*等を進め、子どもから高齢者、障害者など、誰もが楽しく快適に移動できる環境をつくります。

目標3. あの手この手で身近な自然を守り、創造する

- 残された自然の保全を図るとともに、身近な生活の中で水と緑の環境のうるおいが感じられるまちをつくり、次世代に引き継いでいきます。
- 快適な暮らしの環境づくりとして、身近に自然が感じられる歩行空間づくりや周辺景観の向上等を推進します。
- 効率的なエネルギー利用や3R*の推進、ヒートアイランド*対策、水循環への配慮等、地球温暖化*防止や都市環境問題などに取り組み、環境にやさしいまちを目指します。

目標4. 引き継がれた地域資源を生かし、地域の魅力を育む

- 南区に引き継がれてきた、様々な人・まちの魅力を、まちづくりの貴重な資源として活用し、ふれあいと安らぎのある、活力あふれるまちづくりを推進します。
- 地域の課題に住民が自ら取り組む、地域主体のまちづくりを支援することにより、子ども、高齢者、障害者、外国人など、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

IV. まちづくりの方針

1. 土地利用の方針

- 多世代が暮らしやすく、安全で快適な住環境をつくっていきます。
- 南区のにぎわいや活力形成につながる良好な商業、業務、工業等の環境を維持し、地域のニーズや、立地環境に合わせた適正な土地利用を誘導していきます。
- 土地利用転換等が行われる際には、周辺環境へ配慮した計画を誘導します。

(1) 住宅系土地利用

- 住宅系の地域は、現在の住環境を継承しながら、より防災性が高い住環境へと改善していきます。また、身近な緑が感じられる住環境づくりに配慮します。
- 居住地の近隣において日常の生活機能を充足するとともに、徒歩や身近な交通が整い、様々な世代が安心して、快適に暮らせる環境整備を図ります。

- ・**丘陵部の低層住宅地**は、防災面の改善や住宅以外の用途による利便性の向上などにも配慮しつつ、現在の住環境を維持・改善しながら、戸建住宅を中心とした土地利用を図ります。
- ・丘陵部の**中高層住宅と低層住宅が共存する住宅地**は、緑が感じられる環境や防災面の改善にも配慮しながら、中高層住宅と低層住宅とが調和した土地利用を図ります。
- ・**計画的な中高層住宅団地**は、豊かな住環境づくりにつながり、防災性を高める環境づくりにも役立つ緑地やオープンスペース*等を守りながら、中高層の集合住宅による良好な住環境を維持あるいは更新していきます。また、地域の様々な住まい手に合わせた機能の導入等を検討します。
- ・**住宅と小規模な店舗・事務所が共存する住宅地**は、狭い道路*の拡幅等による防災性の改善と、快適な住環境づくりを進めながら、戸建や中低層の集合住宅と商業・業務施設や工場・倉庫施設が共存した土地利用を図ります。
- ・**沿道系の市街地**は、幹線道路*等の交通アクセス性や利便性を踏まえ、地域の特性に応じた店舗・事務所等と、中低層の集合住宅が立地する土地利用を図ります。

(2) 商業・業務系土地利用

○商業・業務系の地域は、都心部に連なる地域であり、様々な人の暮らしのある地域の特性を踏まえ、周辺環境との調和に配慮しながら、商業・業務や公共・医療・福祉・生活サービス機能などの都市機能*が集積する市街地づくりを進めます。

- ・旧「吉田新田」区域や駅周辺、横浜鎌倉線沿道などの商業・業務機能を中心とする市街地は、商業地としてのにぎわいづくりと地域のニーズに合わせた店舗・事務所等の集積を図ります。また、交通利便性の高さを生かし、様々な居住ニーズに対応した中高層の都市型住宅*が共存する土地利用を図ります。
- ・商店街においては活性化を促進し、商業地として適正な土地利用の誘導を図っていきます。
- ・旧「吉田新田」区域の周辺や幹線道路*沿道をはじめとする、商業・業務機能と住宅が複合する市街地は、身近な商店街などの店舗・事務所などと都市型住宅*及び戸建て住宅や集合住宅が複合する土地利用により、生活利便性の高い市街地の環境を維持します。

(3) 工業系土地利用

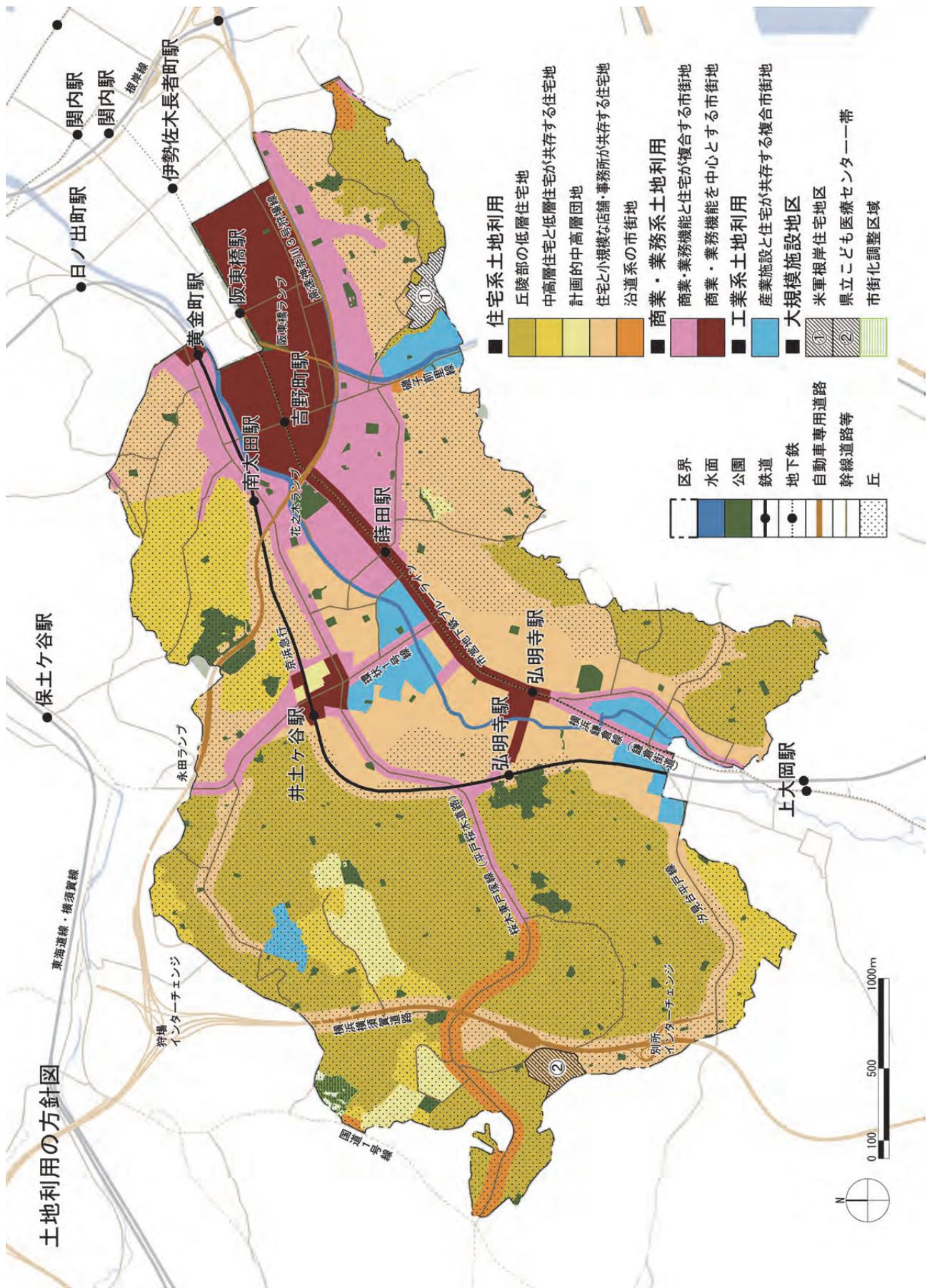
○暮らしと共に存した地域産業の場として、工業・流通業務の操業環境を維持・継承していきます。住宅等が立地する場合には、周辺環境に配慮した適切な計画を誘導します。

- ・工場や倉庫などの中小規模の産業施設と住宅が共存する複合市街地では、工業や流通業務等の操業環境と住環境との調和がはかられるよう誘導します。
- ・工場跡地等の土地利用転換に際しては、周辺の工場等に配慮した計画となるよう、土地利用を誘導します。

(4) 大規模施設地区等

○大規模施設地区等は、周辺地域の特性に応じた良好な市街地環境形成に配慮し、貴重な資源としてまちづくりに資する活用を進めていきます。

- ・隣接区にまたがる県立こども医療センター一帯は、周辺の緑豊かな住環境をつくり、防災上重要な空間として、まとまりある樹林地や緑地を保全していきます。
- ・米軍根岸住宅地区は、「米軍施設返還跡地利用指針」及び「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」等を踏まえ、土地所有者等と必要な機能の導入を含め、跡地利用の検討を進めています。
- ・こども植物園一帯の市街化調整区域*は、区内に残る貴重な緑の環境として維持・保全します。
- ・本市が保有する土地・建物については、「横浜市資産活用方針」等を踏まえ地域それぞれの課題に対応する機会として捉え、資産の有効活用を総合的に検討します。
- ・区内に8つある鉄道駅の周辺においては、各駅の利用状況や立地特性、駅周辺のまちづくりの動向を踏まえたうえで、住みやすく移動しやすいまちづくりを目指した土地利用を図ります。



2. 都市防災の方針

目標1「身近な環境から、安全で住みやすいまちづくりを進める」(再掲)

- 地震では、建物の倒壊や火災等の被害が想定されます。そのような震災をはじめとして、津波災害、都市型水害*、土砂災害などの大規模な災害に備え、建物の不燃化・耐震化、木造住宅密集市街地*など地域の環境改善や都市基盤の適切な更新を進めることで、災害に強い、持続可能なまちづくり*を推進します。
- 地域や家庭の災害への備えの強化、助け合い体制の確立、事業者等と協力した防災・減災対策を推進し、被災時の被害拡大を抑制し、速やかに復旧できる体制を構築していきます。
- 犯罪の防止、交通安全対策を進めることにより、安心・安全な地域の住環境を整えていきます。

(1) 震災対策

- 幹線道路*等の整備や沿道建物の不燃化・耐震化、木造住宅密集市街地等における地域の防災性向上、狭あい道路*の拡幅整備促進や地域住民の体制づくりなど、震災や火災に強いまちづくりを総合的に推進していきます。

① 防災上特に改善の必要性の高い地区

- ・地震火災対策方針の対象地域では、防災上の課題を共有し、地域住民と協働*で、地域の防災性の向上や住環境の改善を進めるなど、身近できめ細かな取組の推進を図ります。
- ・これらの地域においては、自治会町内会等が行う防災施設（避難経路、防災広場、防災設備）の整備等に対し支援を行い、区民と協力した街の改善を図ります。
- ・地域の合意形成に応じて住宅市街地総合整備事業等の導入を検討し、建替促進や小広場等の整備、地区計画*等による規制誘導により、防災性と住環境の改善を図ります。
- ・さらに、地震火災対策方針の重点対策地域*（不燃化推進地域）では、建築物を新築する際に準耐火建築物以上の性能を有する建築物への更新を義務付ける防火規制と、建築物不燃化推進事業補助制度との連動により、地域全体の不燃化を進めることで、大規模地震時における延焼被害の軽減を図ります。
- ・木造住宅密集市街地等では地域による防災まちづくり活動を支援していきます。

②震災や火災に強いまちづくり

- ・幹線道路*の整備と沿道の建物の耐震化、道路の適切な維持管理等を進め、緊急輸送路*等の確保を進めます。また、横浜鎌倉線や区役所周辺等については、防災等の視点から無電柱化を進めます。
- ・主要な幹線道路*沿道においては、建物の不燃化により延焼遮断帯*の形成を図り、災害時の火災の延焼拡大を防止します。汐見台平戸線等については、延焼遮断帯*の早期形成に向けて道路整備を進めます。
- ・民間建物の耐震診断*、耐震改修*を支援するとともに、古い建物の除却新築（耐震性能強化）を誘導します。
- ・緊急車両や福祉車両等の通行が困難な幅員4m未満の狭あい道路*については、狭あい道路整備促進路線*を中心として、塀、門などの除去や移設、舗装の支援等を通して、道路の拡幅を促進します。
- ・消火栓、防火水槽等の拡充、維持管理を進め、円滑な消防活動環境を整えます。また、消防水利として大岡川の水を利用するため、取水可能な場所の確保等の必要な整備を進めます。
- ・津波やその河川遡上による浸水*、浸食を防止するため、河川護岸等の点検補強を行うとともに、安全性、有効性を高めるために新たに必要とされる施設の整備を進めます。
- ・地盤の液状化*が想定される区域においては、公共建築物、上下水道等の工事の際に適切な液状化*対策を施すとともに、電柱や共同溝等の対策を事業者と連携して進めます。
- ・上下水道、ガス、電気、通信等都市基盤の耐震性の向上や被災時の早期復旧体制の確立を、事業者と連携しながら進めます。

(2) 風水害対策

○雨水幹線*等の都市基盤の整備と適切な維持管理、流域*の保水機能の確保による健全な水循環の再生など、豪雨等による被害を抑制、最小化するための環境整備を推進します。

- ・雨水幹線*の整備及び川の護岸等の適切な維持管理など、時間降雨量約 50mm 程度（5年に 1 回程度）又は、時間降雨量約 60mm 程度（10 年に 1 回程度）の降雨によっても浸水*しない整備を進めます。
- ・崖崩れが予想される区域について、助成金制度の活用等により崖の崩落防止など安全対策を講じていきます。
- ・河川管理施設の老朽化や地震時の損傷に伴う浸水*被害を防ぐため、施設の長寿命化*と計画的な補修、更新、耐震性能の確保を進めます。あわせて、高潮対策等の必要な整備を推進します。
- ・集中豪雨などによる河川水位の急激な上昇を抑え、流域*の水循環を再生させるため、雨水貯留、歩道や駐車場の透水性舗装*や敷地内の浸透施設の設置、既設雨水調整池等の改良、樹林地等の保水機能の保全等による流域*対策を推進します。

(3) 災害に強い体制づくり

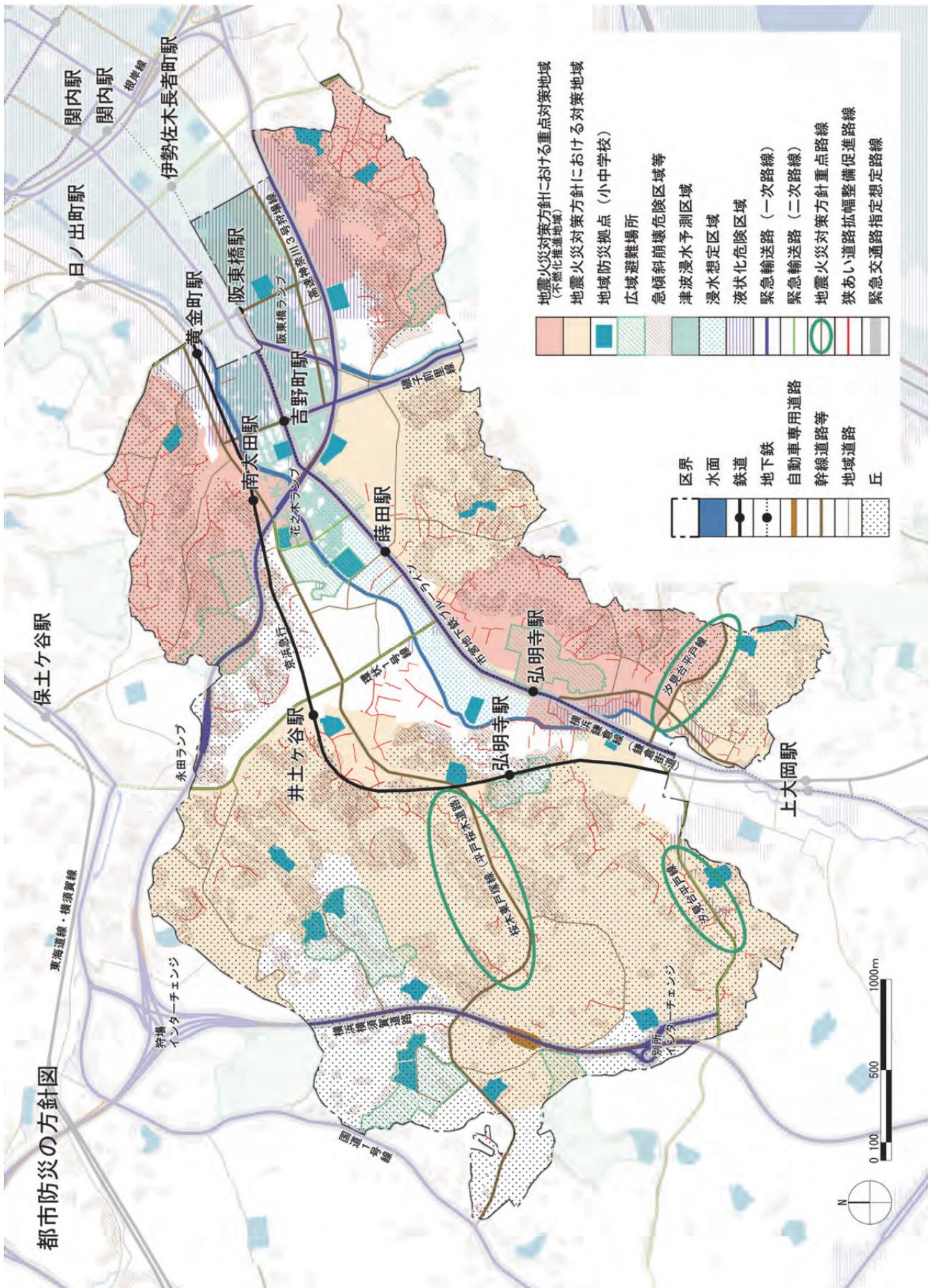
- 自助・共助の考え方に基づき、円滑な避難や、応急対策が可能となるよう、必要な施設・設備の備えを充実していきます。
- 身近な地域の防災まちづくりの基盤として、区民の防災意識の向上や協力体制づくり等を推進し、地域で助け合う仕組みを確立していきます。また、高齢者や障害者、乳幼児や子ども、妊娠している人、外国人など援護が必要となる人の安全確保にも十分配慮し、「災害に強い地域づくり」を着実に進めていきます。

- ・地域防災拠点*としての小中学校施設、及び災害用地下給水タンクや緊急給水栓、下水道直結式仮設トイレ、防災備蓄倉庫*等の設備を適切に維持管理、確保し、災害に備えます。
- ・区内公共施設は管理者の協力を得ながら、要援護者等の特別避難場所や帰宅困難者*一時滞在施設等の支援施設として活用します。また、民間施設の管理者等と連携し、災害時に避難場所が不足した場合の補充的避難場所として開設する体制を整えます。
- ・津波による浸水*が予測されている区域から、安全な高台や建物におおむね 10 分以内に避難できるよう、地域と連携しながら、津波避難場所・津波避難施設の確保に努めます。
- ・身近な公園における防災施設の整備と定期的な利用、地域防災拠点*等における防災訓練等を通じ、地域防災の担い手の育成を進めるとともに、地域の防災力を高めます。
- ・災害応急用井戸の指定と地域住民への周知を行い、生活用水の応急給水体制強化を推進します。
- ・内水・洪水ハザードマップ*や土砂災害ハザードマップ*、津波からの避難に関するガイドライン等を活用し、災害リスクの啓発を進めます。

(4) 防犯・交通安全対策

- 地域や学校、警察等、地域にかかわる様々なとの協力により、犯罪を未然に防ぎ、交通事故が少ない、安全で安心できる地域の環境づくりを推進していきます。

- ・夜間の明るさ確保のための防犯灯の充実、防犯に配慮した死角が少ない公園の環境づくりや住環境の改善、防犯に関する地域での取組に対する支援等、犯罪を抑止する環境づくりを、住民と協力しながら進めます。
- ・あんしんカラーベルト事業*などをはじめ、学校や警察、スクールゾーン対策協議会等と連携しながら、通学路など学校周辺の安全対策等、子どもたちの安心・安全を守るまちづくりを推進していきます。



3. 都市交通の方針

目標2 「徒歩でも、バスでも、楽しく移動できるまちをつくる」（再掲）

- 道路の適切な維持管理や基盤整備により円滑な交通を確保していきます。また、狭あい道路*の拡幅、沿道の不燃化・耐震化等による、災害に強い交通環境づくりを進めます。
- 安全に移動できる歩行者空間の整備、今後の社会状況の変化や適正な需要を踏まえた身近な交通の維持・充実、駅とその周辺などのバリアフリー化*等を進め、子どもから高齢者、障害者など、誰もが楽しく快適に移動できる環境をつくります。

（1）歩行者・自転車等の通行に配慮した道路交通環境づくり

- 円滑な自動車交通の確保と防災性向上に配慮しつつ、歩行者や自転車も安心して快適に移動できる道路交通環境の維持・改善を進めます。
- 大岡川プロムナードや平地部と丘陵部をつなぐ坂など、地域の特性に合わせた、安全で魅力的な歩行空間づくりを進めます。

①幹線道路*等の整備

- ・汐見台平戸線は、安全な歩行空間の確保や、バス交通の円滑化、沿道の防災性向上を推進するため整備を進めます。
- ・幹線道路*や主要な地域道路*は、歩道の整備、バリアフリー化*を進めます。また、横浜鎌倉線や区役所周辺等については、防災等の観点から無電柱化を進めます。

②身近な生活道路の整備

- ・身近な生活道路はバリアフリー化*を進めるとともに、必要に応じて、歩道の整備、カーラー舗装、歩行空間を塞いでいる看板の撤去等により、歩行空間の確保を進めていきます。
- ・新たな商業施設やマンション建設等の機会を捉えて、歩行者の安全対策や快適性の向上が図られるよう誘導します。
- ・狭あい道路*は、建築物の建替等の機会を捉えて、建物等のセットバックによって道路の拡幅を進めます。

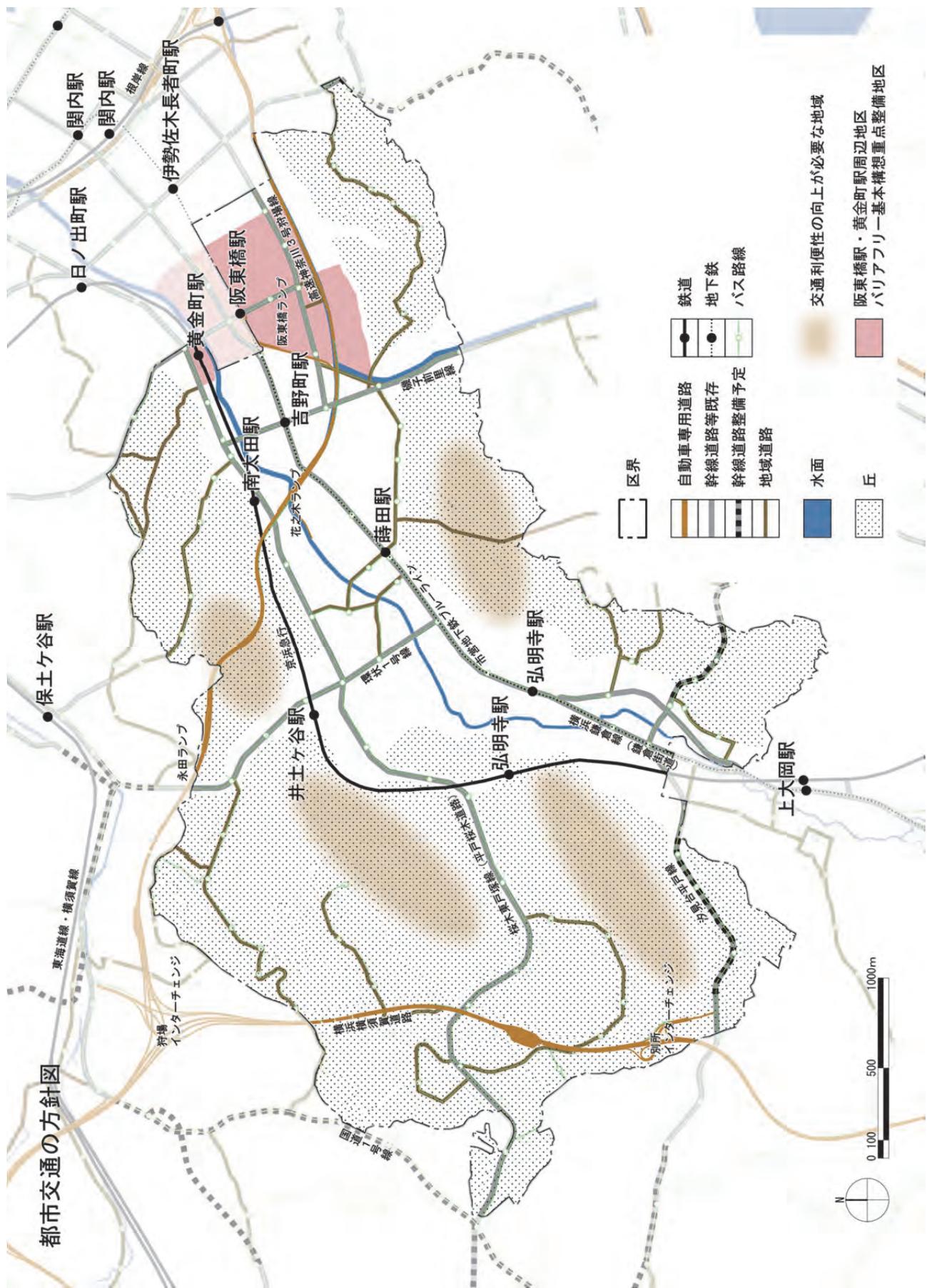
③楽しく・快適に歩ける歩行空間の実現

- ・バス通りや商店街、駅など、歩行者の多い道路や、通学路、プロムナード等では、歩道の整備などによる歩行空間の確保、バリアフリー化*、景観形成を図ることにより、子どもから高齢者、障害者など、誰にでも安全、快適で、魅力ある歩行空間づくりを進めます。
- ・大岡川プロムナードは、区民の日常利用や来街者の歩きやすさ、健康づくり等の活動にも配慮し、休憩場所の整備など施設の充実を図ります。
- ・中村川等については、地域の魅力資源を生かしたプロムナードの形成に向けて、歩行空間の確保により安全性の向上を図ります。
- ・学校や地域住民と連携して、自転車利用マナーの改善や交通安全対策に取り組み、歩行者と自転車が共存できる環境づくりを進めます。
- ・商業施設やマンション等の整備にあたっては、自転車等の適切な駐車場台数が確保されるよう誘導します。
- ・駅周辺においては、放置自転車対策を進め、誰もが安全・快適に通行できる空間の確保に努めます。

（2） 身近な交通の維持・充実

- 人口減少や少子高齢化等、今後の社会状況の変化や適正な需要を踏まえ、地域に適した身近な交通の維持を図ることにより、生活の利便性を確保します。
- 様々な人が快適に移動できるよう、利便性を高めていきます。

- ・人口減少や少子高齢化等、今後の社会状況の変化や適正な需要を踏まえ、地域住民の身近な生活を支えるバス路線の維持を図ります。
- ・丘陵部などバス停や駅から比較的離れた地域においては、地域交通サービスの導入について、地域交通サポート事業*などを活用し、事業者と連携し地域による検討や活動を支援します。
- ・適切な道路整備・改善により、バスの走行環境の維持・向上を図り、利便性の高いバス交通のサービスが可能な環境を整えます。
- ・ノンステップバス*をはじめ、高齢者や障害者、ベビーカー利用者など、様々な人が利用しやすい車両の導入を促進します。
- ・より環境にやさしい交通を実現するため、カーシェアリングなどの交通システムの利用促進を図ります。また、自動運転車やパーソナルモビリティの利用環境づくり等、社会的な課題や技術の革新等に応じた環境整備を検討します。



4. 都市環境の方針

目標3 「あの手この手で身近な自然を守り、創造する」（再掲）

- 残された自然の保全を図るとともに、身近な生活の中で水と緑の環境のうるおいが感じられるまちをつくり、次世代に引き継いでいきます。
- 快適な暮らしの環境づくりとして、身近に自然が感じられる歩行空間づくりや周辺景観の向上等を推進します。
- 効率的なエネルギー利用や3R^{*}の推進、ヒートアイランド^{*}対策、水循環への配慮等、地球温暖化^{*}防止や都市環境問題などに取り組み、環境にやさしいまちを目指します。

（1）うるおいある水環境の保全・創造による水と緑の軸の形成

- 区民が水に親しみながら散策できる空間として、区内の貴重な水と緑の環境である大岡川・中村川等と河川周辺環境の保全・活用を推進し、水と緑の軸の形成を図ります。

①大岡川プロムナードの充実、中村川等のプロムナードの整備

- ・大岡川プロムナードは、適切に維持管理しながら、自然を身近に感じられる環境として、水面、川沿いにおける活動や、散策利用等の活性化を図ります。
- ・大岡川プロムナード沿いの桜は、南区さくら保全・活用計画に基づき保全を進めていくとともに、周辺の花や緑の充実を図ることで、良好な桜並木の景観を維持・創出します。
- ・中村川等について、水面や橋、護岸等の川という魅力資源を活用したプロムナードの形成に向けて、緑化や歩行空間等の安全性向上等を進め、区民が水と緑に親しめる環境をつくっていきます。

②水と緑の軸にふさわしい水環境の保全・向上

- ・河川の水質の向上に努め、生物多様性^{*}に配慮しながら、水域の様々な生き物の生息環境づくりを進めます。また、区民が水や生き物とふれあえる親水広場などを保全・充実していきます。
- ・流域^{*}の樹林地等を保全し、住宅地や公共施設等を中心とした雨水貯留、雨水浸透^{*}を進め、健全な水循環を回復していきます。区内に残る湧水は区民共有の貴重な財産として、地域住民と保全に向けて協働^{*}します。

[コラム] 抱点的な水と緑の空間の維持～緑の界わいづくり

人口密度が高く、緑地の減少等により水と緑を感じられる環境が少ない南区においては、「緑の界わいづくり」の考え方によって、抱点的な水と緑の空間を充実・維持してきました。大規模な公園や、まとまりある樹林地などは区民の日常生活の憩い、子どもの遊び、周辺居住環境や防災性向上に寄与する大切な空間です。また、健康的な生活のために日常的に体を動かす場ともなります。

今後も、地域生活に欠かせない公園等を維持していくとともに、区民とともに公園周辺の緑化や誰もが安心して自由に利用できるオープンスペース^{*}の創出などにより、緑の界わいづくりを進めていきます。また、散策ルートとして水と緑の空間の活用や、緑の普及・啓発や緑をつくり育てる人材の育成など多くの区民が水と緑に親しみ、訪れやすい環境づくりを推進していきます。

●南区の主な公園



自然を生かした豊かな空間のある弘明寺公園



地域スポーツの場となっている清水ヶ丘公園



平成 24 年に整備した大岡公園



区民祭りなど様々な活動の場である蒔田公園

(2) 身近な緑地の保全と緑化の推進

- まとまりある緑地の維持・保全や、身近な水と緑の環境の充実、住民自らが進める緑化活動等への支援を通して、水と緑のうるおいの感じられる良好な住環境を創出します。
- 「横浜市水と緑の基本計画*」に位置付けられた市街地をのぞむ丘の軸を形成する、公園や樹林地、斜面緑地などが一体となった緑のまとまりに配慮し、水と緑の環境の保全や整備を進めます。

①民有地の環境づくり

- ・良好な斜面緑地等のまとまりのある樹林地については、安全対策を考慮の上、特別緑地保全地区*等の緑地保全制度を活用して維持・保全を進めていきます。
- ・ビルの屋上緑化、壁面緑化や地面の緑化を行う場合に、助成制度を活用した支援を行い、身近な緑化をより効果的に推進します。
- ・地域が主体となって進める緑化や計画づくり、担い手の育成への支援を行い、地域の個性を生かした緑化を推進します。
- ・古くから町の象徴として親しまれている樹木を、名木古木として指定登録し保存します。

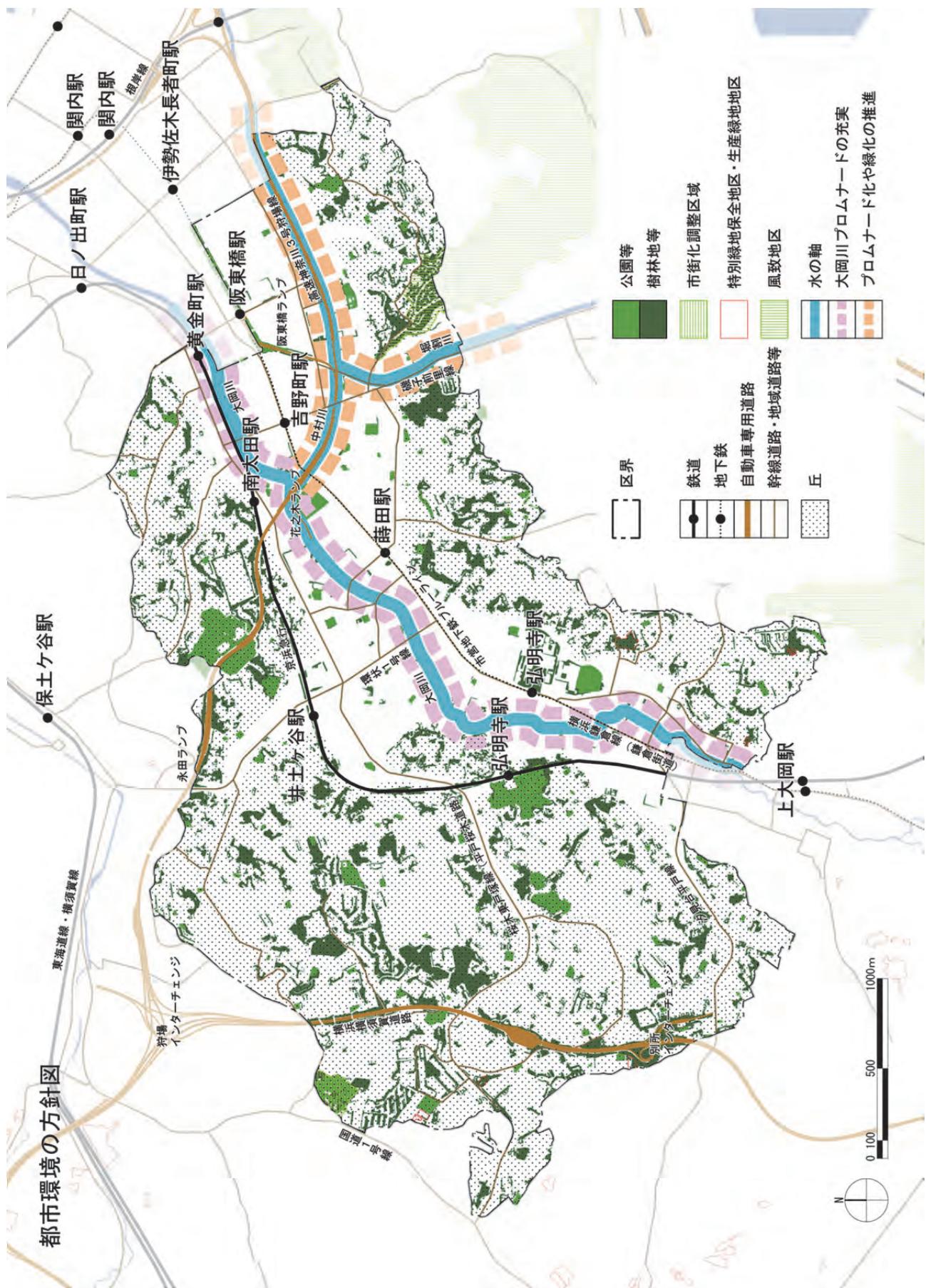
②公有地の環境づくり

- ・駅周辺や幹線道路*等において、植栽等による緑化を進めます。
- ・区民利用施設や学校、道路や公園等の公共空間においては、花と緑の空間づくりを住民と協力して進め、緑化活動を広めていきます。
- ・土地利用転換などの機会をとらえて用地を確保し、区民のニーズを踏まえて身近な公園が不足している地域における公園整備やオープンスペース*の確保などを検討します。
- ・公園愛護会*等地域と連携をとりながら、公園の維持管理や施設の改善等を進めていきます。

(3) 環境負荷*の低減

○地球環境問題に対応し、効率的なエネルギー利用や資源のリサイクル*、ヒートアイランド*対策等、環境の保全に関する行動に積極的に取り組み、低炭素型まちづくり*を着実に進めています。

- ・民間事業者との連携や、市民相談等の充実により、省エネルギー住宅、長寿命住宅等への転換を図ります。
- ・HEMS*の導入や、CASE横浜の普及等の事業を活用した、エネルギー効率のよい建築物への転換や、道路、上下水道等の都市施設*の長寿命化*と環境配慮型施設への転換を進めます。
- ・公共交通の利便性を高めるとともに、自転車や徒歩でより安全、快適に移動できる環境整備や仕組みづくりを進めます。
- ・樹林地、河川の環境保全を推進するとともに、公園の整備、屋上・壁面緑化、すず風舗装*（保水性舗装*や遮熱性舗装*）等の環境に配慮した技術の導入により、ヒートアイランド現象*の緩和を図ります。
- ・低炭素型まちづくり*を持続的に推進していくため、環境問題に関する情報提供や人材育成などにより、区民が進める環境保全活動を促進します。
- ・地域の美化と環境負荷*低減のため、分別収集の拡充と徹底を行うなど、ごみの減量・リサイクル*を推進します。
- ・燃料電池自動車等をはじめとした次世代自動車の普及促進を図ります。



5. 都市の魅力・活力の方針

目標4 「引き継がれた地域資源を生かし、地域の魅力を育む」（再掲）

- 南区に引き継がれてきた、様々な人・まちの魅力を、まちづくりの貴重な資源として活用し、ふれあいと安らぎのある、活力あふれるまちづくりを推進します。
- 地域の課題に住民が自ら取り組む、地域主体のまちづくりを支援することにより、子ども、高齢者、障害者、外国人など、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

（1）貴重な自然やまちが積み重ねてきた歴史を大切にしたまちづくり

- 横浜都心部と一体となった回遊性向上や、国内外の観光客の誘客を目指し、大岡川、中村川等の整備と、周辺に位置する区内の観光資源の充実・活用を図ります。
- 貴重な水と緑の環境や、丘からの眺め、歴史的な遺産など、まちに引き継がれた様々な地域資源を維持・保全、活用し、南区らしいまちの魅力を高めていきます。

① 大岡川プロムナードを中心とした水と緑の魅力づくり

- ・大岡川プロムナードは、桜並木の維持・保全により、桜を生かした魅力的な道づくりを進めます。また、休憩場所の整備、バリアフリー化*など誰にでも優しい歩行空間づくりや、川と桜を感じながら気軽にウォーキングが楽しめる道として、誰もが積極的に健康新づくりに取り組める場としての活用を進めていきます。
- ・大岡川プロムナードの桜並木と周辺の街並みが一体となり、南区の都市軸としてふさわしい良好な景観を形成するために、地域住民等と連携しながら、まちづくりを進めます。
- ・大岡川、中村川、堀割川においては、小型船舶等の不法係留対策を進め、安全性の向上及び景観の向上を図ります。
- ・特色ある川を生かした回遊性を強化するため、水上交通の導入や、水上レクリエーションの拠点となる桟橋の整備等を検討します。
- ・斜面緑地は、できるだけ維持、保全するとともに、周辺の緑化を進め、まとまりある緑の景観を形成していきます。また、斜面地にマンション等を整備する場合は、周辺の地形や緑と調和した落ち着きのある住環境づくりを誘導していきます。
- ・身近な生活道路等では、清掃や美化活動、緑花による魅力づくりを地域住民と一緒に進め、地域性や独自性ある道づくりを推進します。

[コラム] 区の花「さくら」の保全・活用

南区の桜は古くから区民に愛されてきました。南区では2001（平成13）年に「さくら」を区の花として制定し、2006（平成18）年に定めた「南区さくら保全・活用計画」に基づき、区民と協働*で「さくら」を守り育てながら、まちづくりに生かしていく活動を推進しています。

<大岡川プロムナードを中心とした区の花「さくら」の保全>

南区のシンボルである大岡川プロムナードの桜並木のある景観を継承していくため、沿道の桜の計画的な維持・保全、更新を行っています。あわせて誰にでも優しいプロムナードの歩行空間づくりを進めています。また、町内会や地域の有志との協働*により、清掃活動や環境保全・向上を進めます。



大岡川プロムナードの再整備



老朽化した桜の更新



春の大岡川

<区の花「さくら」の活用①>

～「さくら」の普及啓発！～

- ・芝桜・コスモス・サクラソウ（区の花「さくら」の普及花）の配布
- ・区内公園に植栽
- ・小学校と連携した区の花「さくら」普及啓発を行っているほか、南区桜まつりでは啓発ブースを出店しています。

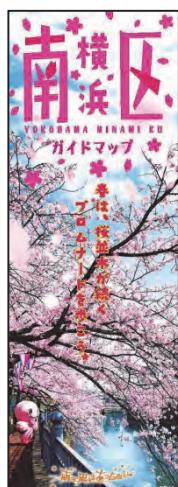


区の花「さくら」の普及花芝桜

<区の花「さくら」の活用②>

～桜の名所としての魅力発信～

- ・メディアへの掲載や事業者と連携したイベント



南区ガイドマップの配架

これらの取組を今後も区民や事業者と協働*で推進し、50年先の子どもたちに南区の美しい「さくら」のある風景を引き継いでいきます。

②地域の歴史・文化を生かしたまちの魅力向上

- 区内に残る歴史的建造物や景観上重要な建物、震災復興橋や土木遺構等について、広く区民に知っていただき、区民とともに保存し、まちの魅力づくりに活用します。また、登録・認定制度等の活用により維持、保全を進め、後世に継承していきます。
- 区内に残る歴史的建造物や昔ながらの行事、坂道・丘からの眺め、商店街や特色ある施設、下町文化を感じさせる生業など地元の魅力を掘り起こし、広く区内外に発信していきます。また、歴史的資源や地域の魅力資源を巡るイベント等を活用し、まちの魅力づくりを推進します。
- 景観計画*や景観協定*、地区計画*、建築協定*等の制度の活用等、地域のルールづくりを支援し、落ち着きのある住宅地や、下町の温かみを感じる市街地、駅前など、地域ごとの特性に応じた魅力ある街並みづくりや道路の環境整備を誘導します。また、案内サイン等については、誰にでも分かりやすい表示方法やデザインとなるよう誘導します。

(2) にぎわいあるまちの環境づくり

- 日常生活を支え、地域の人がつながる場ともなる商店街の活用促進、充実を図ることで、下町のにぎわいあるまちの魅力を生かしたまちづくりを推進していきます。
- 様々な活動や多世代の交流の拠点となる地域コミュニティ*の活動環境づくりにより、住民同士の顔の見える関係に支えられたまちづくりを支援します。

①生活に密着した商店のにぎわいづくり

- ・商店街においては、関係団体と協働*して活性化を促進し、地域の活力とにぎわいを向上していきます。また、商店街が実施する職人文化の発信、魅力づくりを支援し、商店街の個性を生かしたにぎわいづくりを進めています。
- ・歩行者の安全確保、商店入口等のバリアフリー化*、休憩場所の確保等により、商店街の利便性を高めます。
- ・イベントなどを実施しやすい制度・環境改善などにより、地域活動によるにぎわい形成を図ります。また、商店街としての街並み景観の整備、空き店舗を活用したコミュニティ施設等の設置により、地域生活の拠点としての環境の充実を支援していきます。

②地域コミュニティ*の活動環境づくり

- ・地域活動やボランティア活動、生涯学習などに気軽に利用できるコミュニティ施設については、適切に維持管理していきます。また、地域活動の拠点となる施設について、地域の状況に合わせた改善などを進めます。あわせて、これらの施設間や、活動同士の連携を図り、より効果的な地域活動を推進します。
- ・学校運営協議会や学校・地域コーディネーター等と連携しながら、地域の人的資源の学校教育への活用を図り、学校を核とした地域まちづくりを進めます。
- ・学校と地域の連携による地域づくりを支援するため、地域スポーツ・レクリエーション活動などの場として学校開放を行うなど、地域の活動における学校施設利用を促進します。
- ・公園や道路の維持管理と魅力づくりを、公園愛護会*、ハマロード・サポーター*等と連携し進めていきます。また、区民参画により公園や地域の環境改善について検討し、誰もが共に過ごせ、より居心地がよく、にぎわいのある地域環境づくりにつなげていきます。
- ・地域の個性を生かしたまちづくりを支えるため、地域コミュニティ*活動のための場づくり、空き店舗等の遊休空間の活用、地域の交流やイベントの場としての公共空間の有効利用、自然と触れ合える環境づくりなど、身近な生活環境の改善を図る地域の活動を支援します。

(3) 住み続けられるまちの環境づくり

- 様々な世代に応じた住宅の供給や、既存の住宅を長く大切に使い、良質な住宅の再利用を促すなど、資源を守り環境に配慮した住環境、社会環境づくりを目指していきます。
- 地域福祉保健計画*等と連携した地域づくりを推進することで、快適で、安心して住み続けられる住環境づくりを進めます。
- 外国人住民と日本人住民が、お互いの文化の違いをともに尊重しながら暮らしていく、多文化共生のコミュニティ*づくりを支援します。

①誰もが暮らしやすいまちの環境づくり

- ・子育て世帯が暮らしやすい住宅の供給を進めるとともに、保育施設の整備・拡充などの環境整備を進めます。また、子育ての負担感や不安感を軽減するため、子育ての先輩や幼稚園等の子育て支援施設、空き店舗など、地域の資源を活用した相談・交流の場の充実など、区民同士、地域ぐるみの子育て支援を充実します。
- ・高齢者が安心して自立した生活を継続できるよう、高齢者が暮らしやすい住宅の供給や、バリアフリー化*等の住まいの改善を促進していきます。
- ・特別養護老人ホームなどの老人福祉施設、障害者支援施設等について、計画的な施設整備を推進しながら、福祉医療と介護のサービスを充実させることにより、住み慣れた地域での生活を支える環境をつくっていきます。
- ・住宅の計画的な修繕や改修等の支援を推進し、既存住宅を長く大切に使い続けられる住宅づくりを促進していきます。また、住宅性能表示等の普及や住替えの支援等により、既存住宅の流通を促進していきます。
- ・住まいの空家化の予防、空家の流通・活用促進や、管理不全な空家の防止・解消について、行政として適切な役割を果たすとともに、地域住民の協力を得ながら進めます。
- ・平地部の駅周辺市街地等においては、高い利便性を生かしながら、様々な住まいの供給を進めます。また、大通り公園周辺では、低層部分の商業施設の誘導等により、都心部の業務・商業等の賑わいと一体となり、快適な都市居住を営める環境を形成していきます。

②地域が主体となった地域づくりの支援

- ・地域それぞれの課題に合わせたまちの環境の維持・保全・改善を図るため、地域へのまちづくりコーディネーターの派遣、組織・プラン・ルールづくりの支援、建築協定*や地区計画*の導入により、地域発意の自主的なまちづくりを支援していきます。
- ・地域の福祉・保健活動の拠点である地域包括支援センターとして、地域ケアプラザ*等各施設の活用・機能強化を推進します。

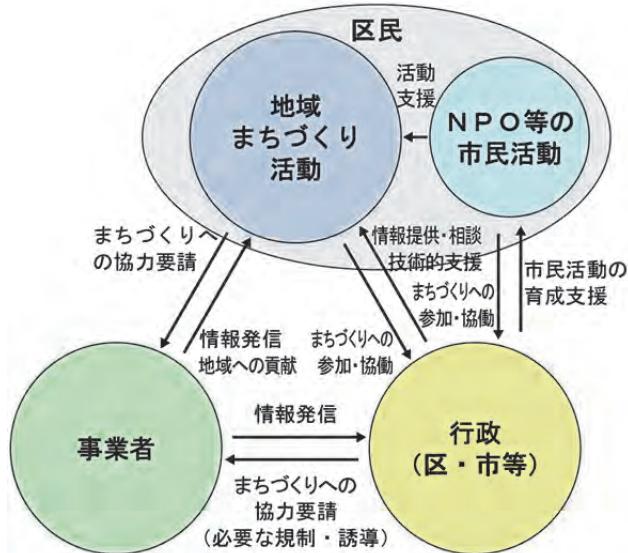
③様々な文化が主役となるまちづくり

- ・防災や子育て等の行政からの情報提供について、多言語化をさらに進めています。
- ・横浜国際戦略（平成28年2月）を踏まえ、みなみ市民活動・多文化共生ラウンジと連携しながら、地域コミュニティ*と外国人のつながり支援など、多様な文化的背景を持つ人々が地域社会の構成員として共に生きていく地域づくりを進めます。
- ・観光やビジネスで来訪する外国人の受入環境整備を目指します。

V. 南区プランの実現に向けて

南区プラン実現に向けた区民・事業者・行政の取組

今後の南区のまちづくりは、「区民・事業者・行政共有のまちづくりの基本方針」である南区プランに基づき推進していきます。また、まちづくりの進展や社会状況の変化に伴い、南区プランの見直しや充実を図っていきます。まちづくりの推進にあたっては、区民(個人、自治会・町内会、ボランティア団体、NPO^{*}等)、事業者、行政など様々なまちづくりの担い手が互いにその役割を認め、それぞれの強み生かしながら、協働^{*}のまちづくりを進めます。



(1) 区民主体のまちづくりの推進

地域ごとに特性が異なり、様々な形で相互に影響しあっているまちづくりの課題に対しては、包括的、長期的な視野に立ち解決にあたっていくことが求められます。また、それぞれの地域の個性ある魅力を生かすことも必要です。こうしたまちづくりの課題は、行政のみで解決できるものではなく、地域住民の主体的な取組も必要です。

区民は地域の課題への認識を深め、積極的にまちづくりへ参加し、「自分たちのまちをどうするか」を考えていきます。また、特に生活に密着した課題については、その地域の特性に応じ、行政などとも連携を図りながら、地域の発意による自立的なまちづくり活動を展開していきます。

(2) 事業者のまちづくりへの参加

事業者は、企業の社会的責任に配慮しながら、地域と共に発展する事業を実施していきます。区内の企業や商店・工場は、区民や行政と連携するまちづくりの重要な主体として、資金、技術、人材及び情報などを生かした、まちづくりへの積極的な貢献を進めます。また、都市基盤や都市施設、住宅など、民間の様々な施設の維持管理や更新等に関わる事業者についても、地域住民や行政への積極的な情報公開、地域住民と協働^{*}、合意形成に配慮し、地域の住環境と調和したまちづくりを進めます。

(3) まちづくりにおける区役所の役割の強化

行政は、南区プランや関連する計画等を踏まえ、都市計画等で定められた土地利用や建築のルール等による規制や誘導、区民や事業者のまちづくりの支援に加えて、関係組織の総合調整、財政状況を考慮した、公共施設の維持管理、効率的な運営や民間事業と連携した公共事業の実施により、まちづくりを推進していきます。

特に、地域の特性を生かし、区民自らが主体性を持って包括的に地域課題を解決しようとする、区民主体のまちづくりに対しては、その取組への支援を行う行政の役割は、今後ますます大きくなると予想されます。

これらを踏まえ区役所の役割や機能の充実を次の観点から進めます。

●地域情報の把握

地域の強みを生かし、課題に応じたオーダーメイドのまちづくりを進めていくため、行政が地域の課題や地域住民の意向、さらに地域活動の状況をきめ細かに把握し、その情報を区民と共有し、いつでも活用できる体制づくりを進めます。

●地域の情報や行政情報の積極的な公開と、まちづくりに関する相談機能の充実

区民、事業者、行政の協働*によるまちづくりが重要になってくる中、生活者としての区民の発想や、区民やN P O *(特定非営利活動法人)自身によるまちづくりへの取組も期待されています。その際、まちづくり特有の専門的知識や技術も必要となってきます。

そのため、これから区役所は、区民、事業者との協働*を進めるのみならず、各主体がそれぞれの特徴を生かしながら独自のまちづくりを進めていけるように、まちづくりに関する地域及び行政情報の提供、相談、支援機能を充実していきます。

区民やN P O *自身が行うまちづくりに関する情報提供や相談機能についても、その充実のため支援を行います。

●区役所の総合調整機能の充実

横浜市及び関係行政機関が区内でまちづくり事業を進める際には、区役所は、行政機関のコーディネート(調整)役として、区民、事業者の意向や地域の実情などをふまえ、事業の調整を行います。

[コラム] 区民主体のまちづくりの推進

地域ごとの特性や魅力を生かすとともに、生活に密着した課題に対応していく上では、地域住民やN P O*等の様々な担い手の参画に応じて、まちづくりの企画、計画策定、取組の推進、取組の担い手育成などを進めていくことが求められます。

南区は、庶民的で人情味あるまちと言われ、顔の見える関係の中で地域での支えあい、助け合いが自然に行われるという良さを持っており、自治会・町内会活動、ボランティア活動、N P O*等による活動が既に盛んに行われています。

このように、地域それぞれの状況や住民等の地域の発意、担い手の取組に合わせ、横浜市地域まちづくり推進条例*に基づく制度や事業をはじめ、市や区の様々な支援も活用しながら、区民主体のまちづくりを柔軟に推進していきます。

<三春台防災まちづくり>



住民と地権者との交渉により実現した、生活や避難に重要なルートである私道の整備

<南永田団地高齢者見守り支援>



団地内の空き店舗を活用した交流イベント「つながり祭」

<六ツ川野外サロン>



自治会で栽培した野菜を販売する「朝市サロン」

<公園愛護会*支援>



保育園、放課後キッズとの協働*による花植え

関連用語集

あ行

●あんしんカラーベルト事業

小学生の通学路等のうち、歩道など歩行者空間が確保されておらず今後も歩道整備が困難な路線において、警察署・地元町内会・学校と調整のうえセンターラインを消去するなど路側帯の拡幅を図り、路側帯をカラー化して歩行者空間を確保する事業のこと。

●雨水幹線

下水道の雨水管ネットワークのうち、幹となる主要な管きょのこと。

●雨水浸透施設

都市化の進展による雨水流出量の増加、良好な水辺の喪失、局地的大雨の頻発といった水循環系の変化に対し、水循環系再生に向け、雨水浸透機能強化を図るための施設のこと。雨水浸透施設として代表的なものに、浸透ます、浸透管（浸透トレーン）のほか、浸透側溝、透水性舗装（透水性平板も含む。）等がある。（「雨水浸透施設設置基準（2011（平成23）年4月）」（横浜市環境創造局））

●液状化

地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象のこと。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物（下水管等）が浮き上がったりする。（「横浜市住生活基本計画（2012（平成24）年3月）」（横浜市建築局））

●NPO

Non-Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、営利を目的としない団体の総称で、民間非営利組織などと訳される。1998（平成10）年3月に成立した「特定非営利活動促進法（NPO法）」により、まちづくりの推進等20分野に該当する活動を行い、同法の要件を満たす団体は、「特定非営利活動法人（NPO法人）」として法人格を取得できる。（「横浜市住生活基本計画（2012（平成24）年3月）」（横浜市建築局））

●延焼遮断帯

市街地で火災の延焼を防ぐ機能を果たす、道路、河川、鉄道、公園等の都市施設と、それらの沿線の一定範囲に建つ耐火建築物により構築される帶状の不燃空間のこと。

●オープンスペース

建築物のない一定の地域的広がりのこと。植生や水面などの状態から、環境の質的向上や住民のレクリエーションの需要に応えるもの。

か行

●街区公園

もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園のこと。街区に居住するものが容易に利用できるように配置し、1箇所当たり面積0.25ヘクタールを標準とする。

●環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるもの」をいう。」としている。（「横浜市環境管理計画（2015（平成27）年1月）」（横浜市環境創造局））

●幹線道路

高速道路を除く都市計画道路及び4車線以上の国道及び県道のこと。都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する。

●帰宅困難者

地震等発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）のこと。

●C A S B E E

Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency の略。建築環境総合性能評価システムのこと。省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステムで5段階（S・A・B+・B-・C）に格付けされる。

横浜市建築物環境配慮制度は、建築主がその建物の「建築物環境配慮計画」を作成することによって、建築物の省エネルギー対策や長寿命化対策、周辺のまちなみとの調和、緑化対策などを項目ごとに評価し、総合的な環境配慮の取組を進めるもので、届出制度と認証制度の2段構成になっている。

建築物環境配慮計画は、「C A S B E E -建築（新築）」を基本として、横浜市の制度用に編集した「C A S B E E 横浜」を用いて作成。戸建住宅については、「C A S B E E 横浜[戸建]」を使用。

●急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて神奈川県が指定した区域のこと。傾斜角度が30度以上、高さが5メートル以上、被害を受ける恐れのある人が5戸以上であることが指定の基準。区域内に指定されると、切土、盛土、伐採などの行為を行うには許可が必要となり、一定基準を満たす場合、県が急傾斜地崩壊防止工事を行う。

●狭い道路

幅員4メートル未満の道で、一般交通の用に供されている道路のこと。

●狭い道路整備促進路線

幅員4メートル未満の狭い道路のうち、地域の安全性や利便性の向上が見込めるとして、横浜市が「狭い道路の整備の促進に関する条例」に基づき指定した路線のこと。

この路線では、狭い道路拡幅整備事業により、後退した用地における門・塀の撤去費や移設費への助成と市による舗装工事を実施している。

●協働

公共的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと。（「協働推進の基本指針（2012（平成24）年10月）」（横浜市市民局））

●緊急交通路指定想定路

大規模災害発生時において「緊急交通路」として県公安委員会が指定することが想定される路線のこと。

指定された路線は被害者の避難及び救出・救助、消火活動等に使用される緊急通行車両以外の車両は、通行の禁止・制限の交通規制を受けることになる。

（「神奈川の緊急輸送道路（2014（平成26）年3月）」（神奈川県））

●緊急輸送路（緊急輸送道路）

地震等の大規模災害発生直後から救助活動人員や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実に行うため、道路管理者等が事前に指定する路線のこと。

●近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とした公園のこと。近隣に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、1箇所当たり面積2ヘクタールを標準とする。

●景観協定

良好な景観の形成を図るため、土地所有者等が全員の合意によって地区の景観に関するルールを定める制度のこと。建築物の敷地、位置、構造、用途、意匠等に加え、緑地の保存や、景観に関する取組等も定めることができる。

●景観計画

景観法に基づき、地域の景観形成に応じて、区域や良好な景観形成の方針、建築物の建築等に対する基準（景観形成基準）等を定めることができる制度のこと。

●建築協定

各地域で望ましい建物の建て方等について、土地の所有者等が「約束（協定）」を互いに取り決め、地域で「協定運営委員会」を組織して守りあっていくもの。横浜市長の認可を受けることにより、建築協定区域内で土地の所有者等が変わっても協定の効力が引き継がれる。（「いちからつくる建築協定（2014（平成26）年5月）」（横浜市都市整備局）参考）

●広域避難場所

地震による延焼火災のふく射熱や煙から市民の生命・身体を守るために避難する場所のこと。

●公園愛護会

横浜市が設置している公園について、地域住民を中心にボランティアで公園の清掃・除草等の日常的な管理を行っている団体のこと。公園の清掃・除草以外にも、花木への水やり、公園利用者へのマナーの呼びかけや、公園の特徴を活かして花壇を作ったり、樹林地の保全に取り組んでいる公園愛護会もある。市では、愛護会費のほか、物品の提供や活動に必要なノウハウの提供を行うなどの支援を実施している。

●洪水

大雨などによって、川の水の量が、普段より異常に増え、堤防からあふれ出る。また、堤防の決壊などにより氾濫し、流出すること。（「内水ハザードマップ・浸水想定区域図Q&A（2015（平成27）年4月）」（環境創造局））

●洪水ハザードマップ

大雨によって河川が増水し、堤防が決壊したりあふれたりする氾濫が発生した場合の浸水予測範囲と程度のほか、各地域の避難所等を示しているマップのこと。

●高齢化率

65歳以上の高齢者人口（老人人口）の占める割合のこと。

高齢化率は、高齢者人口（老人人口）÷総人口（年齢不詳を除く）×100で算出する。

●コミュニティ

community。生活地域、特定の目標、特定の趣味など何らかの共通の属性及び仲間意識を持ち、相互にコミュニケーションを行っているような集団のこと。（「地域コミュニティの現状と問題（2007（平成19）年2月7日）」（総務省コミュニティ研究会第一回参考資料））

●コミュニティハウス

地域住民が自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場として、地域ごとに置かれている施設のこと。

さ行

●市街化区域

都市計画法第7条に規定される区域。

すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域のこと。

●市街化調整区域

都市計画法第7条に規定される区域。

市街化を抑制すべき区域のこと。

●持続可能な都市づくり（まちづくり）

「持続可能な開発（発展）」とは、環境と開発は不可分の関係にあり、開発は環境や資源という土台の上に成り立つもので、持続的な発展のためには、環境の保全が必要不可欠であるとする考え方を示すもの。この概念に基づく都市づくり、まちづくりのこと。

●遮熱性舗装

表面に太陽光を反射する塗料等を塗布することで、舗装の温度上昇を抑制する性能を持つ舗装のこと。

●重点対策地域（不燃化推進地域）

横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針の対象地域のうち、火災による被害が特に大きいとされる地域のこと。横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例に基づき、建築物の耐火性能強化を義務付ける地域として指定する。

●主要な地域道路

高速道路及び幹線道路以外の道路（地域道路）のうち、バス通りや、駅と住宅地、また幹線道路同士を結ぶ道路のこと。

●浸水

洪水等によって、市街地や農地などが水で覆われること。その深さを浸水深という。

（「内水ハザードマップ・浸水想定区域図 Q&A(2015(平成27年4月)」（横浜市環境創造局））

●浸水想定区域

水防法により、住民の人命を守るために避難計画等の目安となるハザードマップを作成するため、洪水、内水、高潮により浸水被害が想定される区域のこと。

●すず風舗装

路面温度の上昇を抑制することでヒートアイランド現象を緩和する効果のある舗装のこと、横浜市独自の呼び名。保水性舗装と遮熱性舗装の2種類を行っている。

●3R

ごみを減らすための環境行動を表す言葉であり、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字を取ったもの。

（「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3R夢（スリム）プラン～」（2011（平成23）年1月）（横浜市資源循環局））

●生産年齢人口

15歳から64歳までの人口のこと。

この区分は「年齢3区分別人口」に基づくもので、前述の「生産年齢人口」のほか、0歳から14歳までを「年少人口」、65歳以上を「老年人口（高齢者人口）」という。

●生物多様性

生物の間にみられる変異を総合的に指す言葉。様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在「生態系の多様性」、様々な生物種が存在する「種の多様性」、種は同じでも持っている遺伝子が異なる「遺伝的多様性」からなる3つのレベルの多様性により捉えられる。（「横浜市環境管理計画（2015（平成27年1月）」（横浜市環境創造局））

た行

●耐震改修

耐震診断の結果、大地震時に倒壊又は崩壊する可能性があると判定された建物において行われる、地震に対する安全性を向上させる工事のこと。

●耐震診断

建物の地震に対する安全性を確かめるための調査のこと。

●地域ケアプラザ

市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるよう、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する施設のこと。おおむね中学校区域に1か所を設置。

●地域交通サポート事業

坂道が多い横浜では、既存バス路線がない地域などで、住民の方々が集まり、生活に密着した交通手段の導入に向けて取組を行っているケースが多く見られる。このような地域の主体的な取組

がスムーズに進むよう様々な支援を行うことにより、公共交通の実現を目指す事業のこと。

●地域道路

高速道路及び幹線道路以外の全ての道路のこと。

●地域福祉保健計画

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関（行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザなど）が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的に、策定・推進する計画のこと。

●地域防災拠点

被災した住民の避難生活の場所とするほか、在宅被災者支援のための情報受伝拠点、住民による救助・救護活動拠点、救助資機材・生活資機材・食料・飲料水等の備蓄機能を備えている拠点のこと。身近な小中学校等を震災時の指定避難所として、地域防災拠点に指定している。

●地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇し、主に二酸化炭素などの温室効果ガスが原因で起こる現象のこと。

●地区計画

都市計画法に基づいて定める特定の地区・街区レベルの都市計画のこと。まちづくりの方針や目標、道路・広場などの公共的施設（地区施設）、建築物等の用途、規模、形態などの制限をきめ細かく定める。横浜市では、地区計画における建築物等の制限内容等について、建築基準法、都市緑地法及び景観法に基づき、地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に定めている。

●地区センター

地域住民が自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、及びスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場として、地域ごとに置かれている施設のこと。

●昼夜間人口比率

昼間人口の夜間人口に対する割合のこと。昼夜間人口比率＝（昼間人口÷夜間人口）×100で算出。

昼間人口（従業地・通学地による人口）とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、「昼間人口＝夜間人口－流出人口＋流入人口」により求めることができる。

夜間人口とは常住地による人口のことであり、国勢調査時に調査の地域に常住している人口のことをいう。

●超高齢社会

WHO（世界保健機関）と国連の定義に基づき、65歳以上の人口（老人人口又は高齢者人口）が総人口（年齢不詳を除く）に占める割合が21パーセント超の社会のこと。

なお、65歳以上人口の割合が7パーセント超で「高齢化社会」、同割合が14パーセント超で「高齢社会」という。

●長寿命化

物理的な劣化や機能の陳腐化に対策することで、従来行ってきた建替え・更新の期間よりも長く施設を使えるようにすること。

●低炭素型都市づくり・まちづくり

地球温暖化対策の観点から、中長期の温室効果ガス排出量を大幅に削減するための対策を講ずる都市づくり（まちづくり）のこと。そのためには、我が国の経済社会構造を変革し、低炭素社会を実現することが必要である。都市・地域においても、公共交通の利用促進によるコンパクトシティへの取組や、未利用エネルギーの活用、緑地の保全や風の通り道の確保などの自然資本の活用等、都市・地域の構造そのものに影響を与える面的な対策を実施することにより、それぞれの地域の特色を生かした低炭素型の地域づくりを進めることが求められている。

●透水性舗装

雨水を地中に浸透させることを目的とした舗装のこと。主として歩道の舗装に用い、歩道上の水たまり発生の軽減や地下水のかん養等の効果がある。

●特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全し、都市計画に位置付ける地域地区のこと。

●都市型住宅

敷地を有効に活用した中高層集合住宅。店舗やオフィスとの複合的な集合住宅など、都心に近い立地で、職住の近接や高度の文化的生活など多様な居住ニーズに対応しようとする住宅。（「横浜市都市計画マスターplan全体構想（2013年（平成25年）3月）」（横浜市都市整備局）参考）

●都市型水害

都市化の進展により、流域の土地利用形態が変化し、浸透域が減少することによって、雨水のピーク流出量の増大や流出形態の尖鋭化等により発生する水害のこと。（「下水道計画指針」（2010年（平成22年）4月））（横浜市環境創造局）

●都市機能

都市（政治、経済、文化等の中心地で人の多いところ）としての機能のこと。業務、商業、文化、観光、交流などの機能（の一つ又は複数）を有する。

●都市計画基礎調査

都市計画法第6条第1項の規定により、都道府県が、都市計画区域について、おおむね5年ごとに、都市計画に関する基礎調査として、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量等に関する現況及び将来の見通しについての行う調査のこと。

●都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域を対象として、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けて、都市計画の目標などの都市計画の基本的な方針を定めるもの。横浜市は、市域全域が都市計画区域である。なお、2014（平成26）年6月の都市計画法の改正により、決定権限が神奈川県から横浜市へ移譲された。

●都市計画道路

都市計画法第11条の規定に基づき、あらかじめルート・幅員などが決められた、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路のこと。

●都市施設

都市計画に定めることができる、都市計画法第11条第1項各号に掲げる以下の施設のこと。

1. 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
2. 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
3. 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
4. 河川、運河その他の水路
5. 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
6. 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
7. 市場、と畜場又は火葬場
8. 一団地の住宅施設
9. 一団地の官公庁施設
10. 流通業務団地
11. 一団地の津波防災拠点市街地形成施設
12. 一団地の復興拠点市街地形成施設
13. その他政令で定める施設

●土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊、土石流などが発生した場合に市民の生命及び身体を保護するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて神奈川県が調査を行い、指定・告示すること。

●土砂災害ハザードマップ

神奈川県が指定する土砂災害警戒区域等について、崖崩れ災害が予想される場合や発生した場合に、市民が適切な行動を取るために避難する方法や避難場所を示したマップのこと。

な行

●内水

大雨などによって、降った雨が下水管や水路等から河川等へ排水できずに、マンホールや雨水樹等から溢れ出ること。（「内水ハザードマップ・浸水想定区域図Q&A（2015（平成27）年4月）」（環境創造局））

●内水ハザードマップ

大雨時に下水道や水路からの溢水により浸水が想定される区域及びその浸水深を示したもの、その他、日頃の備えや降雨時の注意事項等、市民の皆さまの自助・共助に必要な情報をまとめたマップのこと。

●ノンステップバス

乗降口の段差（ステップ）がなく、車いす使用者をはじめ、だれもが乗降しやすい構造のバスのこと。乗降時に通常の走行状態の車高から5センチメートル程度車高を下げ、歩道縁石等との段差をなくすことができるニーリング・システム（車高調整装置）を装備している。

は行

●パーソントリップ調査

「人（Person）の動き（Trip）」から都市を分析していく調査（PT調査ともいう。）で、「どのような人が」「どのような目的で・交通手段で」「どこからどこへ」移動したかなどを調べるもの。鉄道や自動車、歩歩といった各交通手段の利用割合や交通量などを求めることができる。東京都市圏においては、日常的に一体的な経済、社会活動が行われている圏域として、東京を中心とした通勤交通圏を一つのまとまりある都市圏として、1968（昭和43）年以降、10年ごとに実施している。

●ハザードマップ

hazard map。災害予測図。一定の時間内に、ある地域に災害をもたらす自然現象が発生する確率を図にしたもの。（「大辞泉第二版（2012（平成24）年11月）」（小学館））

●ハマロード・サポーター

市民や地元企業などからなる自主的に構成されたボランティア団体と行政が協働して道路の美化や清掃活動を継続的に行う制度のこと。道路管理者である横浜市は活動団体をハマロード・サポーターとして認定し、地域の清掃を行ってもらい、清掃に必要な用具の提供、ごみ等の回収・処分などボランティア活動の支援を行う。

●バリアフリー化

歩道の段差解消など、高齢者、障害者等が生活するうえで、行動の妨げになる障壁を取り去り、高齢者、障害者等にやさしい生活空間を作りあげること。また、物理的な障壁ばかりでなく、高齢者、障害者等が社会参加をするうえで、精神的にも障壁がないことも意図する。(「横浜都市交通計画(2008(平成20)年3月)」(横浜市都市整備局))

●ヒートアイランド現象

都市部の気温が郊外に比べ高くなる現象のこと。等温線を描くと温度の高いところが「島」のように見えることから、ヒートアイランド(熱の島)と呼ばれる。

●風致地区

緑豊かな生活環境が形成されることをめざし、都市の風致を維持するため定める地区のこと。良好な自然景観、歴史的景観を保持している地域や、文化財、社寺等のある区域、良好な住環境を維持している地域などを、都市計画法に基づいて指定する。(「風致地区の手引き(2014(平成26)年4月)」(横浜市建築局))

●米軍施設・区域

日米安全保障条約に基づき日本が米軍に提供している施設及び区域。市内には約150ヘクタール(2015(平成27)年7月時点)の米軍施設及び区域が存在している。

●HEMS

Home Energy Management Systemの略。家庭内のエネルギー管理システムのこと。家電製品などの消費電力が可視化され、効率的な節電、蓄電をコントロールし、二酸化炭素削減と、快適なライフスタイルの両立をサポートする。

(「次世代エネルギー・社会システム実証プロジェクト『スマートコミュニティ』(2014(平成26)年1月)」(資源エネルギー庁))

●防災備蓄倉庫

地域防災拠点である小中学校等の空き教室及び校地の利用し、人命救助や避難生活に必要な防災資機材(発電機、担架等)、食料、水、生活用品等を備蓄しているもの。

●保水性舗装

空隙の多い舗装に水を吸収する保水材をしみこませた舗装のこと。この水分が蒸発する際の気化熱により路面温度の上昇を抑制する効果がある。

ま行

●木造住宅密集市街地

老朽化した木造建築物が密集し、かつ道路や公園などの公共施設が十分に整備されていないため、火災・地震が発生した際に延焼防止・避難に必要な機能が確保されていない状況にある市街地のこと。

や行

●用途地域

都市計画法における地域地区のひとつで、地域における住居の環境の保護又は業務の利便の増進を図るため、市街地の類型に応じた建築規制を行うもの。次の12種類がある。

1. 第一種低層住居専用地域
2. 第二種低層住居専用地域
3. 第一種中高層住居専用地域
4. 第二種中高層住居専用地域
5. 第一種住居地域
6. 第二種住居地域
7. 準住居地域
8. 近隣商業地域
9. 商業地域
10. 準工業地域
11. 工業地域
12. 工業専用地域

●横浜市基本構想(長期ビジョン)

市民全体で共有する横浜市の将来像であり、その実現に向けて、横浜市を支える全ての個人や団体、企業、行政などが、課題を共有しながら取り組んでいくための基本的な指針となるもの。横浜市が人口減少時代に突入する21世紀最初の四半世紀(おおむね2025(平成37)年頃、現在から約20年間)を展望し、横浜市の目指すべき都市像や、それを実現するための施策の基本方向などを規定している。横浜市の行政計画は、すべてこの長期ビジョンの理念に基づき策定され、様々な計画の最上位に位置づけられる。

横浜国際港都建設法の理念である「横浜市が日本の代表的国際港都として十分に機能を発揮する」ことに寄与する指針。(「横浜市基本構想(長期ビジョン)(2006(平成18)年6月)」(横浜市政策局))

●横浜市住生活基本計画

横浜市住宅政策審議会答申（2011（平成23）年12月）及び住生活基本法（2006（平成18）年制定）の趣旨を踏まえ、横浜市基本構想（長期ビジョン）を上位計画とする、住まい・住環境についての基本的な方向性を示した住宅部門の基本計画のこと。

●横浜市地域まちづくり推進条例

市民と市が協働して行う地域まちづくりの理念や市民と市のそれぞれの責務を明らかにするとともに、地域まちづくりに関して、組織づくり、プランやルールづくりなどの市民参画の方法・手続や、市民主体のまちづくり活動への支援策といった基本的な事項を定めることにより、安全で快適な魅力あるまちの実現に資することを目的とした条例のこと。2005（平成17）年2月25日公布、2005（平成17）年10月1日施行。

●横浜市中期4か年計画

横浜の未来を切り拓いていくため根幹となる政策の方向性を共有することにより、あらゆる方々の知恵や力の結集、様々な主体との協働などを通して、オール横浜で「横浜市基本構想（長期ビジョン）」の実現を目指していくための計画のこと。

●横浜都市交通計画

市民・企業、交通事業者、行政などの多様な主体が目標を共有すると共に協調した取組を一層推進し、あらゆる側面から持続可能な交通の実現を目指し、交通政策全般にわたる政策目標などを示した計画のこと。

●横浜市水と緑の基本計画

水・緑環境の保全と創造に関わる総合的な施策を体系的に位置付けた計画。

●ヨコハマ市民まち普請事業

市民が地域の特性を生かした身近な生活環境の整備（施設整備）を、自ら主体となって発意し実施することを目的として、身近なまちのハード整備に関する提案を募集し、2段階の公開コンテストで選考された提案に対して最高500万円の整備助成金を交付するなど、市民が主体となった整備の支援を行う事業のこと。

●横浜みどりアップ計画

横浜市水と緑の基本計画に基づく重点的な取組として、「市民とともに次世代につなぐ森を育む」、「市民が身近に農を感じる場をつくる」、「市民が実感できる緑をつくる」の3つの柱と、「効果的な広報の展開」に取り組む計画のこと。

ら行

●リサイクル

recycle。再生利用。ごみを分別し、再び資源として利用すること。「再資源化」とも言う。（「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3R夢（スリム）プラン～」（2011（平成23）年1月）（横浜市資源循環局））

●流域

河川に流れ込む雨水（冰雪水も含む。）が降り集まる地域のこと。集水域又は排水域ともいう。（新たな「横浜市環境管理計画（2015（平成27）年1月）」（横浜市環境創造局））

●緑被率

緑の現状を量的に示す指標の一つ。本市ではまとまりのある緑の総量の推移を中長期的に把握することを目的として調査しており、航空写真から300平方メートル以上のまとまりのある緑を目視判読し、市域面積に占める割合を算定している。

平成 29 年 10 月発行

横浜市 南区 区政推進課

〒232-0024 横浜市南区浦舟町 2-33

Tel : 045-341-1232 FAX : 045-341-1240

E-mail : mn-kikaku@city.yokohama.jp

ホームページ :

<http://www.city.yokohama.lg.jp/minami/40kusei/52kumasu/>

横浜市 都市整備局 地域まちづくり課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

Tel : 045-671-2696 FAX:045-663-8641

E-mail : tb-chiikimachika@city.yokohama.jp